

分権時代の地方財政

～地方自治体の新たなステップのために～

平成14年11月

財団法人 福岡県市町村研究所

財 政 研 究 会

はじめに

わが国の経済はバブル崩壊後、経済対策に重点をおいた財政運営を行ったにも関わらず、景気は一向に回復せず、税收の伸びも期待できない状態で、このままであれば、歳入と歳出との差が年々拡大していくことが予想されます。

また、国の平成 14 年度予算は「国債発行額 30 兆円以下」との目標を掲げ、歳出構造を抜本的に見直す「改革断行予算」と位置付けられ、「改革なくして成長なし」、「5 兆円を削減する一方で重点分野に 2 兆円を再配分する」、「民間でできることは民間に、地方でできることは地方に」という方針により、その歳出が見直されています。

しかし、この改革は、地方自治体には「交付税の削減」をはじめとする様々な影響を与えようとしています。

わが国の経済は、一体どこに行こうとしているのでしょうか。

このような時代に、私たち地方自治体に課せられた課題は何なのでしょうか。

我々財政研究会では、地方自治体の現状を、「地方税等の一般財源の伸びは期待できず、地方財政の抜本的な改革が求められている。」との認識にたち、「いかにしてこの難局を乗りきるか」をテーマとし、3 部会による論議を重ね、報告書をまとめることができました。

この研究報告が、地方自治体の財政運営の参考になることを期待します。

平成 14 年 11 月

財団法人福岡県市町村研究所
財 政 研 究 会

財 政 研 究 会 会 員 名 簿

(平成14年10月現在)

ブロック名		氏 名	所 属 役 職 名
会 長	北	田 村 光 男	直方市企画財政部財政課財政係長
世話人	中	嘉 村 文 枝	前原市総務部財政課主幹
〃	南	本 村 和 也	大川市総務部総務課財政係長
会 員	北	諸 藤 幸 充	飯塚市企画調整部財政課財政係主任
〃	〃(旧)	高 木 宏 之	飯塚市保健福祉部健康増進課保険医療係長
〃	〃	進 谷 稔	行橋市総務部財政課財政係長
〃	〃	田 代 謙 介	中間市総務部財政課財政係主査
〃	〃	本 松 克 俊	颯田町企画財政課財政係主任主事
〃	中	倉 掛 法 雄	筑紫野市総務部財政課財政担当主事
〃	〃	松 藤 強	春日市総務部財政課財政担当主事
〃	〃	溝 俣 聖 二	宗像市保健福祉部地域保健福祉課保健福祉推進係主任主事
〃	〃	高 原 寿 子	太宰府市総務部財政課財政係事務主査
〃	〃	野 瀬 隆 治	大刀洗町企画財政課財政係長
〃	南	森 智 彦	大牟田市企画調整部財政課
〃	〃(旧)	境 康 晴	大牟田市教育委員会総務課庶務係
〃	〃	広 松 和 美	久留米市総合政策部財政課主任主事
〃	〃(旧)	黒 岩 竹 直	久留米市総合政策部広域合併推進室主査
〃	〃	森 康 貴	柳川市企画財政課財政係主任主事
〃	〃	井 上 ま き 子	筑後市総務部総務課財政係主任主事
〃	〃	井 手 雅 博	小郡市総務部財政課財政係主査
〃	〃	緒 方 敏 博	黒木町財政課財政係主幹

目		次	
第1章		分権時代の行財政改革	
1	背景		1
2	財政面から見た行政評価について		1
(1)	行政評価の概要		1
(2)	行政評価と予算体系		3
(3)	行政評価の具体的活用		4
(4)	留意点及び情報公開		6
(5)	今後の課題		6
3	補助金の見直しについて		7
(1)	補助金の現状と見直しの必要性		7
(2)	分権時代の補助金（制度）		7
(3)	補助金見直しの手法		8
(4)	今後のあり方		13
4	受益と負担について		14
(1)	問われる「受益と負担」のあり方		14
(2)	使用料及び手数料の抱える問題		14
(3)	問題解決への取り組み		14
(4)	分権時代の「受益と負担」		17
5	分権時代の行財政改革		19
第2章		今後の地方交付税について	
1	地方交付税の今日的課題		21
2	最近の地方交付税改革		22
(1)	事業費補正の縮小		22
(2)	段階補正の見直し		25
(3)	留保財源率の見直し		30
3	今後の地方交付税		36
資料1	事業費補正の見直しに伴う交付税算入影響額		38
資料2	留保財源率の見直しに伴うシミュレーション		44
参考1	地方分権推進委員会最終報告 一分権型社会の創造：その道筋－（抜粋）		50
参考2	「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（抄）		51
参考3	「平成14年度に向けての政策推進プラン」（抄）		51
参考4	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（抄）		52

第3章		市町村合併について		
	1	市町村合併の沿革		53
	2	市町村合併に対する財政措置について		53
	(1)	国が行うもの		53
	(2)	福岡県が行う財政支援		55
	3	予算科目の統一化、財務会計システムの統合について		68
	(1)	予算科目の統一化		68
	(2)	財務会計システムの統合		69
	4	予算編成について		71
	(1)	予算編成		71
	(2)	まとめ		74
	5	決算・決算審査等について		75
	(1)	決算の時期		75
	(2)	歳入決算		75
	(3)	歳出決算		75
	(4)	歳入歳出の留意事項		76
	(5)	決算審査等		76
	(6)	決算統計調査		77
	6	直轄地区の合併シミュレーション		78
	(1)	直轄地区の地理的条件		78
	(2)	直轄地区の財政状況		78
	(3)	行政コスト		79
	(4)	財政シミュレーションの条件		80
	(5)	合併による財政支援措置		81

第1章 分権時代の行財政改革

1 背景

バブル経済の崩壊に伴う景気の低迷は、今だ出口が見えず、いたずらに自治体の体力を消耗させ、歳入の根幹となる税収の悪化に拍車をかけた。バブル時代に借り入れた地方債が公債費の負担増という形で自治体の歳出を圧迫している中、少子・高齢化時代及び高度情報化時代の到来、環境に配慮した循環型都市の創造、そして多様化した市民ニーズなどの新たな需要は、歳出額の加速度を増す要因となり、弱った自治体体力を更に奪うこととなった。

また、平成12年4月の「地方分権一括法」施行により、「国と地方にかかる制度の抜本的な改革」が始まり、自治体の行財政は大きな転機を迎えている。すなわち、従来の中央省庁主導の縦割りの画一的行政システムを住民主導の個性的で総合的な行政システムに切り替えることを基本に、国・県・市町村相互の関係を従来の上下・主従関係から新たな対等・協力の関係に変え、これをとおして地域社会の自己決定・自己責任の自由の領域を徐々に拡大していくというのである。

このように我々を取り巻く環境が急速に変化する中、各自治体は分権時代の到来を大いに意識し、事業の効率化・主体的な政策形成・説明責任の明確化などを視野に入れた「行政改革大綱」を制定し、その基本方針に沿った実施計画の具体的取り組みを進めているところである。

我々は、「分権時代の行財政改革」という視点から、今最も脚光を浴びている「行政評価」と、毎年懸案事項として問題視されている「補助金の見直し」・「受益と負担」という3つのテーマを選出し、財政的な見地から特効薬を処方することとした。

2 財政面から見た行政評価について

行政評価についての研究に関しては、本年度、経営研究会（行政評価システム）においても研究されているところであるが、ここではあくまで「財政面から見る」という特定した切り口で、どのように行政評価を有効活用することができるかについて、研究、提言を行うものである。

(1) 行政評価の概要

a 行政評価とは

1990年代に入ってさまざまな行政評価の取組みが見られるようになった。その背景には、経済の右肩上がり成長の終焉に起因する財政事情の逼迫、国を挙げての行政改革の推進と地方分権化、さらには市民社会における行政監視の活性化などがある。地方自治体には、このような環境の中で、各自治体の守備範囲の見直し、行財政改革の効率化、より主体的な政策形成、説明責任の遂行、住民を顧客と捉える視点などが求められている。

行政評価とは、地方自治体に課せられたこれらの課題にこたえるため、施策や事業を客観的に評価して、その効果・効率・目標達成度などをチェックし、行政資源の効率的な配分に役立て、また評価の結果やプロセスを公開・公表することによって説明責任を果たし、さらには職員の意識改革にも結びつけようという活動である。

行政の業務の流れには、「政策」－「施策」－「事務事業」のような階層構造があり、その階層構造に応じた行政評価が必要となってくる。それは、行政の担う業務が幅広く一つの政策目標に単一の施策が対応しているのではなく、複数の施策が関係することなどによるものである。

b マネジメント・サイクルと行政評価

評価結果を改善に結びつけるものとして、マネジメント・サイクルの考え方がある。マネジメント・サイクルとは、事業を PLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（評価）－ACTION（改善）の流れで考えるというもので、実施結果をその計画に基づき評価し、改善に結びつけようとする考え方である。

従来型の行政運営サイクルの中では、マネジメント・サイクルでいう PLAN の割合が非常に高く、DO は PLAN に基づき行われ、CHECK は十分になされず、ACTION 至ってはその視点すらほとんどなかったといっても過言ではない。行政評価は、PLAN に基づいて行われた DO が PLAN に対して適合的であったか、また住民の満足度を満たしているかどうかを CHECK し、PLAN どおりでなければ、何が原因なのか、また、成果があがっていないならば、手法はどうであったか等、次の PLAN への ACTION へつなげる重要なツールなのである。

c 目標値の設定とその達成状況の評価

マネジメント・サイクルの考え方に従って、事業を評価するためには、計画時に目標値を設定する必要がある。そして事業実施後にあらかじめ設定した目標値に対して達成状況がどのようであったかを分析し検討することで、事業改善に結びつけることが可能になる。

このように、目標値と実績値を比較し、未達成の原因分析を行うためには、目標値を具体的に設定する必要がある。行政評価システムで数値目標の設定が強調されるのはこのためである。

〈〈東京都文京区における全体的な評価の流れの事例〉〉

文京区においては、事務事業評価の目的を「成果重視の区政」「説明責任の徹底」「職員の改革意欲の向上」に置き、事務事業評価を予算に反映させながら平成13年度から平成15年度にかけて構築を図っている。

(ア) 評価の流れ

評価対象事業を所管課により基本構想との関連付けを行った上で、1,200～1,300の予算の中事項単位とし3段階の評価を行っている。(表一1参照)

表-1 東京都文京区の3段階評価

(1)第1段階	所管部評価 (所管部)	事務担当者により各々の事務事業を分析し、担当課内での検討を踏まえて所管部としての評価を行い、所管部での評価を生かす。
(2)第2段階	二次評価 (企画課・財政課)	企画課、財政課及び各部庶務担当で重点事業・新規事業・廃止事業各分野で絞込みを行い500程度の事業をセレクトし、所管部評価をもとにヒアリングを実施し内容を聴く。
(3)第3段階	最終評価 (行財政改革推進本部)	全事務事業について、行財政改革推進本部に報告を行い、議会報告後議会の意見等を踏まえて行財政改革推進本部にて最終評価を決定する。

(イ) 予算との関連

事務事業評価によって予算を減らすことを直接の目的にはしていないが、次年度のシーリング目標値（平成13年度に於いて計画事業、扶助費等を除外し一般財源で△13%）を定め、予算編成事務以前の事務事業評価を各所管で行う際の基準とした。

①人件費

職員給与費等は、事務事業評価対象外の中事項に位置付け、実際に事務事業評価表を作成するうえでは、その事務を行う職員数を小数点第2位までの単位で把握し平均単価を用いて算出する。人件費については実際の予算とは合致させず所管課の判断に委ねている。

②新規事業

新規事業については評価表上「財源とする事務事業」をしてスクラップする事業を財源として充てることとしている。新規事業については、事務事業評価表の提出を義務付けており、スクラップアンドビルドの徹底を図る。

(2) 行政評価と予算体系

a 事業別予算の導入

行政評価システムで強調される数値目標の設定と財政面との適合を考えるうえで、事業別予算の導入は有効な手段である。

それは、事業別予算が事業毎の歳出歳入の計数面に加えて、「事業」の概念を明確にした、要求・査定・編成・執行を行うことから、成果重視、目標志向の予算執行管理を可能にするためである。つまり、事業の目標、活動の量や費用と効果を明らかにしていることから、行政評価に必要な指標のひとつであるコストをあらかじめ予算に組み込むことができる。

これからの予算編成は、事業別予算方式の導入により、行政評価と予算の一体化を図ることになると考えられる。そのとき、計画と予算、執行、そして行政評価との管理サイクルが完成するとも言える。

b 直接事業費、人件費等の算入

事業別予算を既に導入している多くの自治体も、行政評価と予算の一体化の視点から見直してみると、すべての予算事業には人件費が配分されておらず、人件費のコスト意識が薄くなっている。さらに正確な行政コストの把握を行うには、減価償却費や退職コストなどを含めた発生主義コストで事業費を測定する必要がある。

直接事業費については、評価対象事業を整理する段階で、予算事業を基本に整理する方法が最も一般的と考えられ、それにより直接事業費を把握することが可能となってくる。

これらは、行政評価を導入する以前から事業別予算を取り入れている自治体が行政評価と予算事業を関連付けるうえで最も苦慮する点であり、各自治体の工夫が必要となる。つまり、行政評価を予算編成に活用していくためには、まずは行政評価を試行していく中で、必要に応じて再構築しながら既存の予算事業を最終的に総合計画に基づく体系化に努める必要がある。

〈大阪府八尾市における行政評価システムの位置付け及び人件費算出方法の事例〉

(ア) 位置付け

- ①総合計画の実行支援（進行管理）
- ②行政サービスメニューの点検（総合計画実施計画の点検）
- ③行政サービス執行プロセスの点検（実施計画の現状把握）
- ④予算配分・決算の点検（予算編成の基本）

事業評価は、実施計画に計上されている事業、新規事業をも評価対象事業として拡大し、業績指標の見直し（事業目的との関係、政策体系との関係目標値の精査、現状値の把握など）を実施した。予算編成に活かすため企画課と財政課との共同で評価を行う。

事務評価としては、事務業務の洗い出しと体系化を行い、委託の可能性を点検し、予算編成、実施計画などの各種の行政システムと事務事業評価との連携を協議しているところである。

(イ) 人件費算出方法

総事業費(コスト)には、事業費と概算の人件費の合計で算出しており、減価償却費は含んでおらず、人件費は、正規職員、非常勤嘱託職員、アルバイト職員に分類し、人件費単価(各職員の1人あたりの年間人件費)を設定し、事務事業に直接要した年間延べ人数を乗じて算出している。

(3) 行政評価の具体的活用

行政評価の結果を予算編成に反映するためには、実施計画→予算編成→予算執行→翌年度の実施計画というサイクルの中に、行政評価を組み込み、実施計画→予算編成→予算執行→行政評価→翌年度実施計画という新しいサイクルを構築する必要がある。それは、実際に執行された予算が行政評価というプロセスを経て、翌年度以降の実施計画の方向性を定めるこ

ととなり、それをもとに翌年度の予算編成ができあがるという考え方である。しかし、今年度の実績が評価され、予算編成に反映させようとすると、来年度の予算編成には間に合わず、結果として翌々年度にしか反映されないこととなる。今年度の評価を今年度の予算編成に反映させるためには、事中評価を行う以外ないが、そうすると、結果重視といいながら評価を見込みで行っているという矛盾が生じる。どちらも一長一短があり、結果重視かタイミング重視かを選択せざるを得ない。

行政の業務の流れに「政策」－「施策」－「事務事業」というのがあることは前述したが、予算編成に評価を反映させる場合、事務事業レベルの評価結果を反映させるよりも、もう少し上のレベル、つまり施策レベルの評価を反映させたほうが、行政全体を見渡した上で、どの事業の優先順位が高いのかといった戦略的な判断を行うことができ、予算にも反映させやすくなる。それは、事務事業レベルの評価結果では、どうしても事業費の削減が目についてしまい、行政全体を見回し、事業の優先順位を判断することが困難となりがちになるからだ。

一方、事中評価を行った場合、年度途中の実績値によっても評価が可能であるため、例えば実施計画の策定期間の段階、予算要求の段階、査定段階等で評価を実施すれば、今年度の目標数値に対する達成度を測定でき、事業の進行管理に役立てることができる。ただし、そのためには、どの時点においても各事務事業の執行実績だけでなく、評価指標の数値も把握できるような仕組み作りが不可欠であろう。

このように評価の時期については、評価結果のどのタイミングで具体的に活用していくかは勿論のことながら、その事業の性質を踏まえて判断することも必要であると考ええる。例えば建設事業になると長期間にわたることが多くなるため、経済情勢などの変化により当初目指していた目的やその効果が時代にそぐわなくなり、事業の縮小または他事業への転用などについての検討が必要となることから、複数年にまたがる公共事業の場合、事中評価が必要となる。各自治体においては、具体的に査定、執行管理等のように行政評価を活用していくかの判断と合わせて、事業毎に適切な評価時期を選択することも考慮しなければならない。その場合において、行政評価制度定着の妨げにならないよう所管課への負担が軽減されるような手法の検討も必要となってくる。

〈〈福岡県春日市における行政評価システムの具体的活用の事例〉〉

一般的に、「事業評価」導入にあたっては、どの自治体も企画部門が中心となっていると思われる。しかし、地方自治法第233条第5項では「普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。」と定めている。ここに明記されている「主要な施策の成果」は、毎年決算の議会資料として提出されているもので、各事業の決算額と簡単な事業内容が記載されている。今まで説明してきた「事業評価」とは、ほど遠い内容にとどまっている感があるが、手を加えれば十分「行政評価」に使えるのではないかと考える。内容が重複するのであれば、新規

に「行政評価」を導入するよりも、既存の「主要な施策の成果」を「行政評価」と呼ぶに値する内容に進化させるほうが、ずっと効率的かつ即時性が計られる。

福岡県春日市では、平成12年度から「主要な施策の成果」について、事業費を単なる数字のみの表示に終わることなく、事業費、目的、事業内容、成果という項目を設け作成している。もちろん「行政評価」と呼ぶには、まだほど遠い内容であるものの「所管課で実施した事業について、まず所管課が評価する。」という方法を実践しているという意味で大きく前進するものといえよう。

また同市は、平成14年度に「行政評価」を導入しているが、その評価調書の中の最終的な評価データを主要な施策の成果に利用できるよう検討している。まさに、PLAN（基本計画・実施計画）－DO（実施）－CHECK（評価・主要な施策の成果）－ACTION（改善・予算査定）というマネジメント・サイクルの中で、企画部門と財政部門が連携を図って実施していくというスタンスを確立しつつあると思われる。

（４） 留意点及び情報公開

a 評価にあたっての留意点

予算査定に評価結果を利用する場合について注意が必要なのは、評価結果の善し悪しが、即予算の増減を意味するものではないということである。なぜならば、良好な評価を得た施策でも、今後引き続き重要な施策になるとは限らないし、逆に評価結果が悪いからといって、単純に予算を削減できるものではないからだ。行政評価による職員の意識向上に逆行するような評価結果の用い方にならないよう留意しなければならない。

b 情報公開の必要性

行政評価の導入に向けては、その評価結果を住民に公開することが不可欠である。評価結果の公表が不可欠なのは、事業改善のメリットを受けるのは住民だからである。このことは、事業の改善は住民のためのものでなければならないとも言える。このように考えると本来、事業結果の評価は、住民が行うべきということになる。このように評価結果を公表することによって住民参加型の行政運営が可能になる。

（５） 今後の課題

「予算査定」と「主要な施策の成果」は財政部門が担当し、「実施計画」、「事業評価」は企画部門が担当する、というような従来の形態を踏襲し、セクトにこだわると、所管課の事務は煩雑になるばかりで、肝心の事業の見直し等に十分な時間をかけることができなくなり、結果としてマネジメント・サイクルが機能しなくなる恐れが出てくる。

今後、新たな地方時代にふさわしい、行財政運営を構築していくためにも、今こそ、財政部門と企画部門が連携し、自治体に課せられた問題を解決すべきではないだろうか。

3 補助金の見直しについて

(1) 補助金の現状と見直しの必要性

補助金については、地方自治法第 231 条の 2 に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、地方公共団体は地域住民や団体などに対して、公共的な目標を達成する手段の一つとして補助金を交付している。

補助金は、その性格から「奨励的なもの」、「経済的な支援のもの」、「行政の政策を補完するもの」などがあるが、公益上必要があると認められなければならない。行政でいう公益は一般的には「不特定多数の利益」をいうが、現状では補助金はむしろ特定少数の利益となるものであり、きわめて政治的で政策的な性質を帯びており、たびたび論争的となっている。一旦制度化された補助金は既得権益化し、政治的には廃止しにくいという厄介な問題を抱えているのである。

また、自治体が支出している補助金は広範囲にわたっており、その目的、性格、年数、金額等複雑多岐であることから、総体的な整理、見直しがやりにくいという事務的な問題もあるのではないかと考えられる。

これまで補助金の見直しについては、地方財政危機の表面化に伴い地方財政運営の全面的な見直しに応じて歳出削減という観点から必ずといっていいほど対象とされてきた。が、それは、「補助金の一律カット」「終期年度の設定」「少額補助金の廃止」といったものが主であり、根本的な問題解決にはなっていないといえる。

地方分権法が施行された今日、健全な財政基盤を確立しておくと同時に、補助金が個性的で自立したまちづくりを進めるための有効な手段となり得るよう、これからの分権時代にふさわしい補助金制度と補助金の役割を検討し、補助金の見直し手法について提言する。

(2) 分権時代の補助金（制度）

a 分権時代における補助金制度の確立

(ア) 住民参加

補助金は、地方公共団体が住民や団体の活動を援助し、当該地方公共団体とは別の担い手による公共的な目的を達成しようとするものである。既存の補助金の継続であれ、新たな補助金の創設であれ、その決定過程においては、住民の参加による政策形成が不可欠である。こうした見直し作業を住民と行政が一体となって行うことで、住民が行政を身近に感じ、誰もがまちづくりに主体的に参加できるという意識の醸成のきっかけになっていくと考えられる。

(イ) 説明責任と情報公開

今後の行政のあり方として、地方分権が進み、自己決定と自己責任の趣旨のもとに住民に情報を公開し、住民参加の行政へと進むものと思われる。政策決定、政策実施、政策評価の各プロセスにおいて公正さを維持できるように情報を公開すると共に、説明責

任（アカウンタビリティ）の確保が求められている。補助金決定の過程や個々の補助金の評価内容についても住民が納得するものでなければならぬし、情報公開に耐えうる透明なものでなければならぬ。

（ウ） 事前・事後の評価

補助を受ける住民や団体及び行政側の担当職員は、何を目的として補助金の交付を受けるのか、また交付を受けた補助金の結果としてどのような効果や成果があるのか再確認しなければならない。自己診断又は評価するしくみを取り入れることが必要である。

また、説明責任の確保のためには、補助金についても事後の成果・効果が客観的に評価され、明示されなければ説明にならないし、当該補助金を正当なものと認められない。その結果として、効果や成果の少ない補助金は廃止・縮小ということになり、効果や成果のあるものや見込めるものは補助され、増額ということになるのである。

b 分権時代における補助金の役割

（ア） 協働関係の媒体

まちづくりは行政だけでやるのではなく、住民と行政の共同作業であらねばならない。補助金は、この住民と行政の新しい関係＝協働関係を実践するうえでの媒体となりうるものといえる。また、住民は可能な限り自立して行政をボランティアに応援するという精神から、あるいは地域社会において住民と行政のパートナーシップを強める上からも有効な手段である。

（イ） 公共的サービスの担い手への支援

住民のニーズと行政がでうるサービスの間には埋めることのできない差がある。本来、行政がすべきだが限界があるものにおいて、その補完的役割を果たしているものへの支援となる。また、住民の学習やNPO活動への支援は、公共的サービス能力の拡大に結びつくといえる。

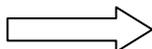
（ウ） 行政の施策実現

補助金の目的が行政の施策と合致しているならば、その実現に向けて有効な手段といえる。また、今行政が重点的に取り組んでいる施策がどのようなものなのか住民に伝えることができる。よって、団体への補助より補助金の目的、効果が明確な事業費補助へのシフトが好ましいといえる。逆に、行政の守備範囲を超えているもの、あるいは過剰な補助、保護については再検討の余地がある。

（3） 補助金見直しの手法

分権時代における補助金制度の確立と補助金の役割達成に向け、先の視点を踏まえた見直しの手順と補助金評価のポイントに着眼し、実践としての見直しの手法について提言する。

従来の手法



分権時代の補助金見直し

- 行政内部で検討
- 金額の一律カット
- 予算編成時のチェック

- 市民を交えた検討会の設置
- 個々の補助金の評価
- 事前・事後の評価

a 見直しの手順（流れ①～⑩）

- ① 見直しに取り組んでいることの住民への周知
補助団体だけでなく全住民へ見直しの目的を伝え、自治体が目指している行財政運営について理解していただき、協力をお願いする。
- ② 事前準備
事務局において可能な範囲で現状把握をしておく。個々の補助金の分類分けなど。
分類例 ・特定の団体への任意奨励的補助金
・条例、規則、要綱等による補助金
・外郭団体への補助
・各種団体への補助
- ③ 市民検討委員会の設置・・・基本方針の答申
市民代表、有識者等で構成し、補助金制度及び補助金そのものの評価基準を提言してもらおう。提言していただく内容は、「補助金のあり方」「評価（判定）基準の設定」「交付（支給）基準の設定」など。
- ④ 基本方針、基本的事項の決定（地方公共団体の長）
③での答申を市当局で検討し、最終的な方向性を決定する。
- ⑤ 市民への公表
④の事項を市民へ公表する。
- ⑥ 「補助金調書」のとりまとめ
各団体または所管課に作成してもらおう。事前評価の意味もあり、住民側と行政の両方が補助金の目的、効果を再確認することとなる。
- ⑦ 審査会の設置
職員で構成。「補助金調書」をもとに審査（評価）基準に基づいて個々の補助金を判定する。数班に分かれ自分の所管の審査には入らないようにする。
必要に応じ、所管課ヒアリングを実施する。
- ⑧ 予算反映
⑦の判定を尊重し、次年度予算に反映させる。
補助の効果や目的の達成が見込めないものは廃止又は縮減し、行政が推進しなければならないような補助は、積極的に次年度予算に反映させる。
- ⑨ 説明
⑦の結果は、所管課及び補助金交付団体へ通知する。

⑩ 情報公開

市民等からの請求に応じ情報公開する。あるいは審査結果をホームページに掲載する。

b 先進地事例

《東京都八王子市における市民委員による検討委員会設置の事例》

○平成13年2月 八王子市長の要請に応じ、新たな市の補助金制度の確立を図るため「八王子市補助金等検討委員会」を設置

○市民委員5名（行政経験者、一般公募による市民委員、団体代表により構成）

○13年2月から9月まで延べ13回開催

〈検討事項〉

- ① 既定の補助金等の妥当性に関する事
- ② 補助対象事業の基準に関する事
- ③ 補助金等の交付方法に関する事
- ④ その他補助金等に関する事

〈検討対象〉

市が義務的に負担しなければならないものを除き、特に検討を必要とすると認めた179件、60億円余りを対象とした。

○すべての補助金等について、市の財務部から説明を受け、さらに必要に応じて補助金等の担当部局や対象団体から説明を受ける。

○平成13年9月「八王子市における補助金のあり方について」の提言を提出。

個別に問題点を指摘している。

- ① 外郭団体への人件費補助
- ② 不適切な内容の運営費補助
- ③ 高い補助率の補助金
- ④ 渡し切りの補助金
- ⑤ 長期間継続している補助金等
- ⑥ 少額な補助金等

○「補助金等の適正化のために当面講ずべき措置」と「市民と行政の新しい関係」について提言を行っている。

《大阪府寝屋川市におけるヒアリングと評価基準の事例》

○平成12年10月 寝屋川市補助金検討委員会設置

○平成13年7月～ 補助金ヒアリング要領によるヒアリング実施

[ヒアリング]

- ①担当課と個々の補助金について個別にヒアリングを行うことにより、現在の補助

制度の状況を把握し、交付目的・必要性・費用対効果について検討することにより、当該補助金のあり方について評価を行うためヒアリングを実施。

- ②委員 2～3 名で担当部署を定め、個別にヒアリングを行う。
- ③ヒアリングの実施方法に記載されている内容についてヒアリングを行う。
→ヒアリングカルテの作成
- ④補助金の評価→検討委員会で再度検討を行い、個々の補助制度について下表（表一2）の基準に基づき評価を行う。

表一2 大阪府寝屋川市の評価基準

ランク A（継続）	補助制度の目的が公益上必要と考えられ、補助金等の交付により事業の効果が向上すると考えられるもの
ランク B（縮減）	補助制度の目的は公益上必要と考えられるが、効果が少なく費用対効果の観点からも縮減したほうが良いと考えられるもの
ランク C（統合）	補助制度の目的が類似しており、費用対効果の観点からも統合したほうが良いと考えられるもの
ランク D（廃止）	補助制度の目的が公益上必要と考えられないもの、または、制度の目的が達成され、現在においては必要性がなくなったもの
ランク E（再検討）	市と団体等との役割分担を明確にし、補助制度の内容を再検討すべきであると考えられるもの

《大阪府八尾市における適正化目標の設置の事例》

補助金等交付基準に基づき、適正化への目標を以下のとおり設定している。

I 廃止するもの

- ① 財政的に自立可能と認められるもの
- ② 補助目的がすでに達成されたと認められるもの
- ③ 受益者負担にすることが適当と認められるもの
- ④ 補助目的等に照らし、効果がなくなり形式的、習慣的に補助していると認められるもの

II 縮小するもの

- ① 補助率が 1 / 2 以上のものまたは運営費補助で団体等の決算において実質補助金を上回る繰越金があるものについては、当分の間 20%削減する
- ② 運営的補助で団体等の予算に占める補助金の割合が 10%以下でかつ補助金額が 50 万以下のものについては、当分の間 10%削減する
- ③ 前項以外で将来的に「I 廃止するもの」のいずれかに該当するものについては当

分の間10%削減する

Ⅲ 継続するもの

- ① I及びIIに掲げる以外のものにあつては、当分の間現行どおりとするが、できる限り節減に努める

c 補助金の評価ポイント

個々の補助金調書の記入内容や、評価（判定）基準を定めるにあたってポイントとなるであろう項目について表にまとめてみた。（表一3参照）

具体的な評価の判定基準については、各自治体の検討委員会で議論されることになろうが、まず補助金の性格や活動内容、補助の期間などの区分ごとに基本的な考え方をまとめ、評価項目ごとに評価のポイントとなる事柄をあらかじめ決めておきたい。

そして、評価の結果は、出来る限り数値（点数など）で表し、評価（判定）の結果と交付（支給）基準の整合がとれるよう整理されることが望ましいと考える。

表一3 補助金の評価ポイント

区分	評価項目	評価ポイント	評価（判定）
性格	補助対象	・事業に対する補助か ・団体運営に対する補助か	高 ・事業補助 低 ・団体補助
	目的	・補助金を交付する目的、根拠は明確か	高 ・明確 低 ・不明確
	計画性	・申請時に事業計画及び事業内容が明確かつ具体的であるか	高 ・計画あり 低 ・計画なし
活動内容	公益性・公正性	・補助金交付の趣旨や目的が客観的にみて公益に適っているか ・公正さに欠けていないか	高 ・多くの市民に利益がある ・限定された者のみにしか利益がない 低
	貢献度	・補助金で行う事業が地域社会に貢献しているか	高 ・貢献している 低 ・地域との関係ない
	効果 社会的必要度	・行政効果が期待できるか ・他に交付したほうがより効果的でないか	高 ↑ ・目的達成され市にとって大きな効果あり ↓ ・補助目的は達成されるが効果少ない 低 ・あつてもなくても効果変わらない
	行政の補完度	・行政の補完的役割を果たしているものか	高 ・行政を補完している 低 ・行政の目的とは離れている
	違法性	・補助金を交付する対象として適正であるか ・宗教法人に対する支出ではないか	高 ・適正 低 ・不適正
	構成人員	・団体及び事業の主体となる構成員の数はどうか	高 ・多数の人員で構成 低 ・少ない人員で構成

期間	目的達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・初期の目的が達成されているか ・補助目的を達成しているにも関わらず補助金を交付していないか 	高 ↓ 低	<ul style="list-style-type: none"> ・いまだ達成されていない ・達成途中 ・目的は既に達成された
	補助期間開始年度	<ul style="list-style-type: none"> ・補助期間は適正であるか ・長期にわたって交付していないか ・既得権益化していないか 	高 ↓ 低	<ul style="list-style-type: none"> ・期間は短い ・長期に同じ金額
	終期の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・終期の設定はできるか ・サンセット方式を取り入れられないか 	高 ↓ 低	<ul style="list-style-type: none"> ・設定できる ・設定できない
補助金額	自己財源	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金以外（会員からの会費を徴収している）の財源確保 	高 ↓ 低	<ul style="list-style-type: none"> ・半分以上を確保 ・半分未満を確保 ・確保していない
	依存度 (補助金額／総額)	少額補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・補助の目的及び活動状況から考え、少額の補助が必要であるか ・補助がなくても影響しないのではないか 	高 ↓ 低	<ul style="list-style-type: none"> ・適切 ・割合低い
		高率補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・総額に対して補助金の割合が高率の補助ではないか 	高 ↓ 低	<ul style="list-style-type: none"> ・適切 ・割合が高い
	繰越額割合 (繰越金／補助金額)	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越額が補助金を超えていないか 	高 ↓ 低	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越額割合低い ・繰越額が補助金額を超えている
	使途 経理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の使途は適正であるか ・補助金が補助の目的以外に使途されていないか ・不正に使われていないか 	高 ↓ 低	<ul style="list-style-type: none"> ・適正経理されている ・不明瞭
	重複補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・行政からの補助金以外に間接的援助を受けていないか 	高 ↓ 低	<ul style="list-style-type: none"> ・受けていない ・重複して受けている
その他	自立の阻害	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付を受けることで、その団体等の自立を阻害していないか ・知恵や創意を活かした自主的な活動を阻害していないか 	高 ↓ 低	<ul style="list-style-type: none"> ・阻害していない ・阻害している
	事務処理	<ul style="list-style-type: none"> ・団体が行う事務処理を行政の職員が行っていないか 	高 ↓ 低	<ul style="list-style-type: none"> ・行っていない ・行っている

(4) 今後のあり方

行財政改革のひとつの取り組みとして「補助金の見直し」について検討してきたが、一つ一つの補助金には、交付するようになったいきさつや経過があり、それを根本から整理していこうというのは容易なことではない。従来のように個々の補助金の削減に主軸が置かれがちになるのではないかと懸念もある。これから補助金の見直しに取り組む場合は、分権時代にふさわしい住民と行政の協働関係を築くための改革と位置付け、既存の補助金の評価より補助金制度そのものを抜本的に見直すのだという認識を持つことが大切である。

また、見直しの手順についても、横並びの手法をとることは難しいと考えるが、まずは明確な基本方針を打ち出すことが最重要課題といえる。その後、それぞれの自治体に合った手順を検討するのがよいのではないだろうか。

今後、補助金が固定化したものではなく、住民と行政が協働してまちづくりを進めるうえでより有効な手段となりうる対象(事業)を、その時々に応じて取捨選択していけることが好ましい。

4 受益と負担について

(1) 問われる「受益と負担」のあり方

地方分権の時代と言われるようになって久しいが、国からの財源移譲は一向に進まず、ただ、権限委譲に伴う事務事業の増加のみが、負担として実感される自治体も多いのではないだろうか。しかし、それも、国が現在、置かれている危機的な財政状況を考えれば、いかんともし難く、自治体に過度の負担がかからない改革となることを願うばかりである。

もちろん財政状況の悪化は、国の問題だけにとどまらず、もともと財政力の脆弱な自治体に暗い影を落としている。このような状況の下、各自治体は、行財政改革の名の下に、その運営に際し、様々な改革の実施を余儀なくされ、その中の一つとして必ずと言っていいほど存在するのが、受益と負担についての考え方の見直しである。

ここでは、「受益と負担」の問題を私たちにとっても、住民にとっても、より身近で理解しやすい「使用料及び手数料」の問題に着目して、現状における問題点を整理し、積極的に見直しに取り組んでいる自治体の事例を紹介するとともに、その基本的な考え方を参考に、「分権時代の地方財政」にふさわしい受益と負担のあり方を研究し、提言することとしたい。

(2) 使用料及び手数料の抱える問題

使用料は、普通地方公共団体の公の施設の利用等の対価としてその利用者等から徴収するものであり（地方自治法第225条）、手数料は特定の者のために行う当該普通地方公共団体の事務に要する費用に充てるために徴収するものである（同法第227条）。

使用料及び手数料の額は、「特定人に対する役務の受益の程度に応じ、それに要する経費の実費弁償的なものとして最低限の金額の範囲にとどめるべきものであり、定め方においても貧富の差等により応能的な考慮をもって定めるべきでない」（ただし、条例に定めがある場合、減免は可）とされているが、現実には以下のような問題点を抱えている。

- ① 他の自治体との横並びの意識により設定され、サービス費の算定が二の次であり、算定基準もまちまちである
- ② 低料金や無料が住民サービスの基本との暗示的な思い込みがある
- ③ 住民と直結している費用負担であるため、政治的影響を受けやすい

これらの問題が、コストに対して受益者負担や国県補助金で賄えない部分を大きくし、市税を多く補填する結果となり、受益者とそうでない者の公平性を損ねている。

(3) 問題解決への取り組み

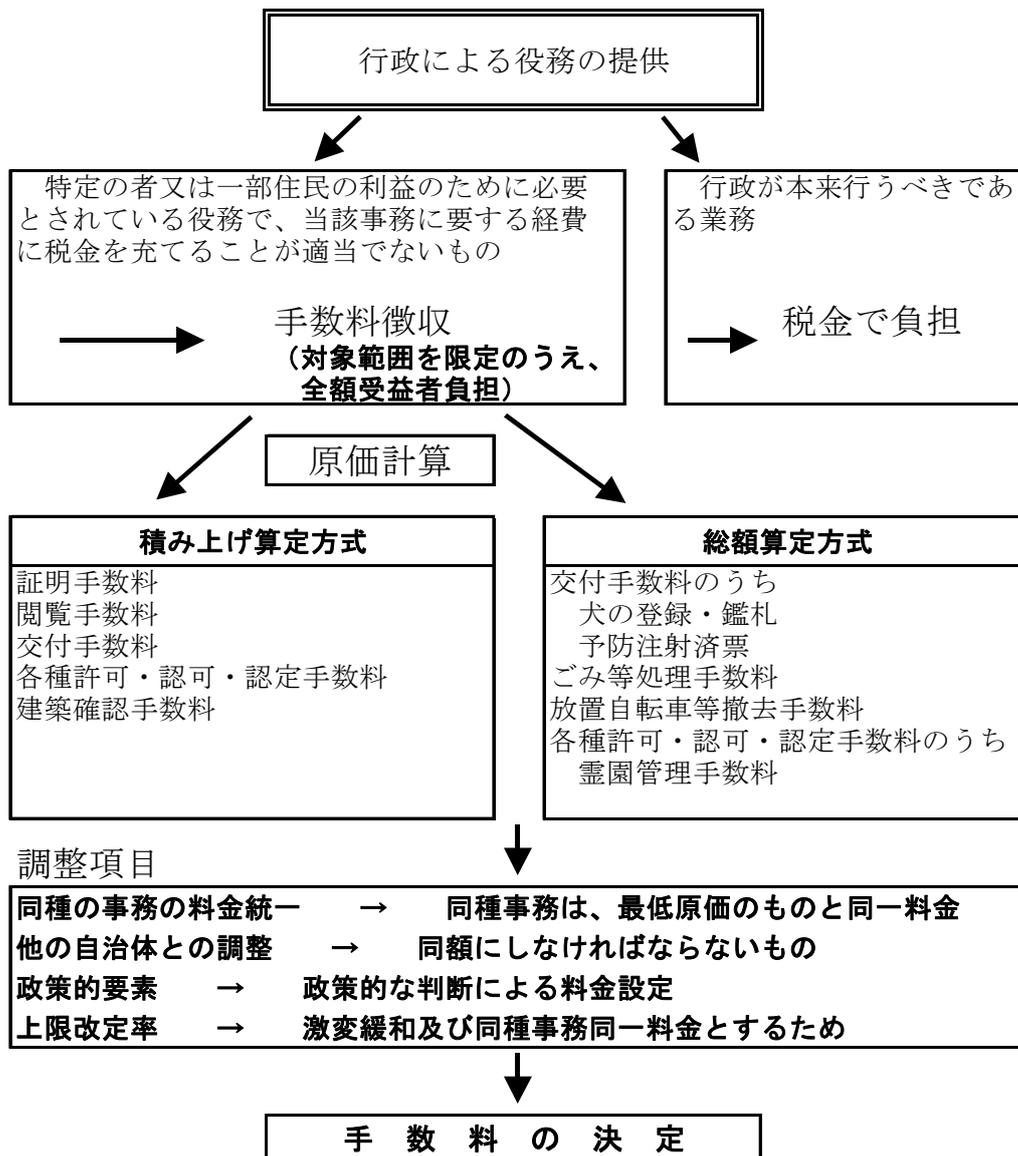
a <東京都八王子市の事例>

八王子市は、使用料・手数料等の適正化を財政再建推進対策（平成13年度～15年度）と

して位置付け、12課にまたがる職員で構成された「受益者負担の適正化検討委員会」により10回にわたる検討を重ねている。

その結果、いままで明確な根拠に基づかず、他の自治体と横並びで設定していた負担額について、すべて原価計算をおこなったうえで設定するシステム（図—1参照）を導入している。

図—1 料金設定システム(手数料)



具体的な原価計算の方法としては、需用費や委託料などの経費のほかに、使用する備品の減価償却費やサービスの提供に係る人件費を加えるなど、広く算入対象経費を定めた計算方法を採用している。

また、使用料については、公益性や必需性により5つに分類し、受益者負担率を5段階に設定（表—4参照）して、料金を算出している（ただし、激変緩和措置として現行使用料の1.5倍で上限を設定）。

表一４ 受益者負担率

区分	受益者負担とするもの	受益者負担の割合が高いもの	公費と受益者で負担するもの	公費負担の割合が高いもの	公費で負担するもの
行政サービスの内容	○より快適な生活を送るためのサービスであり、民間でも提供されるもの	○より快適な生活を送るためのサービスであり、民間での提供が少ないもの ○基礎的以上のサービスであり、民間でも提供されるもの	○より快適な生活を送るためのサービスであり、民間では提供されないもの。 ○基礎的以上のサービスであり、民間での提供が少ないもの	○日常生活に欠かせない基礎的サービスであり、民間での提供が少ないもの	○日常生活に欠かせない基礎的サービスであり、民間では提供されないもの
受益者負担率	100%	75%	50%	25%	0%
主な対象施設	駐車場	プール、イベントホール	運動施設、会議室、集会室	斎場（火葬室）	児童館

b 《大阪府八尾市の事例》

八尾市は、平成12年度に行政改革大綱をまとめ、13の重点検討項目を掲げた。その中に受益と負担の考え方の見直しも掲げられており、平成13年度に見直し基準を策定した。八尾市の見直し基準は、税から料へと発想を転換し、その視点を次の3つに絞ることから始めており、以下の流れで見直しを行うこととしている。

- ① どういった場合に負担を求めるのか
- ② どの範囲まで受益者に負担を求めるのか
- ③ コストの変化に柔軟に対応するにはどうしたらよいか

まず、3つの視点のうち①、②に基づき、以下に定める5つの基準を参照し、サービスごとに負担率等の設定を行う。

- 基準1 個人により利用料・頻度が異なるサービス
- 基準2 恒常的に必要とならないサービス
- 基準3 質の管理が必要なサービス
- 基準4 受益者が選択できるサービス
- 基準5 事業活動に給するサービス

つづいて、③の視点に基づき、サービスの内容別に以下の(1)～(3)の手順により原価計算方法を設定し、それらの手法により定期的な見直しを行うことを定めている。

- (1) 主に、サービスの内容が人的提供である場合…人件費を基礎とした原価計算（1分当たり単価×サービスに要した時間）
- (2) (1)の場合+施設維持に係る経費を算入する必要がある場合…光熱水費、修繕料、委託料等を基礎とした原価計算（人件費を除く維持管理費÷年間利用者数（見込））
- (3) サービスを提供する際に物的材料費がある場合…実費をサービス原価として全額算入

※ (1)～(3)の手順により難しい場合には、個々の受益者負担の積算方法に基づき算出し、原価として算入

c 両市の相違と共通点

八王子市に比べ、八尾市の見直し基準は抽象的である。受益と負担の見直しに関しては、各自治体の置かれている状況にあわせて行われるため、画一的な手法はなじまないといえるが、算出されたコストに基づきサービスの性質に見合った負担を住民に求めていくという視点は共通するものである。

(4) 分権時代の「受益と負担」

a これまでの行政サービスと負担の関係

自治体は、経済の高度成長に伴って、多様化する住民要望に応じてきた。また、住民が生活するうえで、行政から当然受けるべきサービスのみならず、より豊かな生活を実現するためのサービスにも可能な限り応えてきた。

その一方で、こうした行政サービスの提供にあたって、実施の可否や負担のあり方等について、客観的な判断基準や負担基準がなかったこともまた事実である。

現在、厳しい財政状況の下、少子高齢化や環境問題などの重点課題に的確に対応し、安心して暮らせる地域社会を築いていくには、行政サービスや受益者負担のあり方を含めた行政全般にわたる見直しが不可欠となっている。

b これからの受益者負担のあり方

見直しに当たっては、まずコストを算出し、サービスの性質に見合った負担を受益者にしてもらう必要がある。その際、重要なのは見直しの合理性であり、単に財政状況の悪化を理由とするものであってはならない。あくまでも単純な負担の引き上げではなく、コストに対する負担の適正化を行うのである。

ただ、具体的な費用の算定については、厳密に計算しようとするほど、事務量が膨大になり、定期的な見直しが滞る原因にもなりかねない。また、結果として、住民にとって理解

しにくいものとなり、合意を得られなくなることも予想される。

つまり、提供するサービスに見合った負担をしてもらう以上、単にコストに対する負担の適正化を行うだけでなく、わかりやすく明確な根拠が求められるのは当然のことであるし、見直しのプロセスを住民と共有することは、必要不可欠なのである。

また、特に負担の引き上げを行なったサービスに対しては、住民の厳しい視線が向けられることとなり、まず、行政側が意識改革を行い、さらなるコスト削減に努める必要が生じるのは当然のことであろう。

以上のことから、使用料及び手数料による収入が自治体の歳入に占める率は決して高くないが（表一五、表一六参照）、受益と負担の関係を見直すことによって自治体と住民が意識を共有し、政策、施策、事務事業等を検討し、自らの意思と責務を認識することにつながるのならば、十分意義のあることとなるのではないだろうか。

表一五 使用料及び手数料の状況（全国自治体の合計）

（単位：百万円、％）

区分	平成12年度			平成11年度純計額
	都道府県	市町村	純計額	
歳入総額 A	54,414,878	52,804,183	100,275,101	104,006,504
使用料 B	817,590	1,072,139	1,889,729	1,877,977
授業料	315,026	67,215	382,241	378,995
保育所使用料	—	218,088	218,088	224,045
公営住宅使用料	263,485	303,908	567,393	561,431
その他	239,079	482,928	722,007	713,506
手数料 C	253,465	333,851	587,316	571,569
法定受託事務に係るもの	88,305	34,898	123,203	—
自治事務に係るもの	165,160	298,953	464,113	—
法令に基づくもの	—	—	—	234,279
条例に基づくもの	—	—	—	337,290
構成比				
(B+C)/A	2.0	2.7	2.5	2.4
B/A	1.5	2.1	1.9	1.8
C/A	0.5	0.6	0.6	0.6

表一六 使用料及び手数料の状況（県内22市の合計）

（単位：百万円，%）

区分		平成12年度純計額	平成11年度純計額
歳入総額	D	1,924,654	1,980,447
使用料	E	39,697	39,150
授業料		3,209	3,193
保育所使用料		3,755	3,770
公営住宅使用料		17,896	17,734
その他		14,837	14,453
手数料	F	12,908	11,561
法定受託事務に係るもの		910	—
自治事務に係るもの		11,998	—
法令に基づくもの		—	1,171
条例に基づくもの		—	10,390
構成比			
(E+F)/D		2.7	2.6
E/D		2.0	2.0
F/D		0.7	0.6

5 分権時代の行財政改革

分権時代の行財政改革は、厳しい社会情勢の中を自立した自治体として生き残るための攻めの戦略といえることができる。自治体の技量が問われ、自治体間競争が現実のものになってきている時代に対応して、根本的な制度、しくみにまで遡った自治体運営の見直しに取り組んでいかなければならない。今回選出した「行政評価」「補助金の見直し」「受益と負担」のいずれも地方自治の運営の透明性を高め、地域住民に対する説明責任を果たしつつ、行政サービスの取捨選択を住民に問いかけなければならないという点において共通しており、分権社会の行財政運営のあり方を基本に据えて検討する必要がある。そして、これらの取り組みには、住民との関係見直しが避けては通れない道筋であり、住民の目線、視線を大いに意識したものでなければならない。それに、自治体の財源不足というデメリットを、財源を再配分することにより、住民主体の個性的・魅力的なまちづくりを可能とするメリットに変えることができる取り組みでもある。

また、これらの改革はいかに過去の慣例を打破し、自治体の独自性を発揮できるかが成否の鍵をにぎると考える。そのためには、自治体職員の工夫と努力が必要不可欠である。問題意識を持ち、改革意識を持った職員がどれだけ行動できるかということになるが、新たな住民主体の行政を推進するにあたって、住民の声に耳を傾け、住民の立場に身を置いて考えることのできる職員づくり

が必要であり、市幹部をはじめとする全職員の自治体の将来を見据えた決断と実行力が求められている。自治体の確固たる信念の基に新しい地方分権の時代を切り開いていかねばならない。

最後に「分権時代の行財政改革」の方向性を示す資料として、「地方分権推進委員会最終報告—分権社会の創造：その道筋—」（平成13年6月14日、地方分権推進委員会）の、「第1章VI 地方公共団体の関係者及び住民への訴え」の一部分を銘記しておくこととする。

「地方分権推進委員会最終報告—分権社会の創造：その道筋—」

（平成13年6月14日、地方分権推進委員会） 抜粋

第1章 第1次分権改革を回顧して

VI 地方公共団体の関係者及び住民への訴え

委員会は、中間報告の「まえがき」の末尾で、次のように訴えた。

—省略—

第2に、地域住民による自己決定・自己責任の原理を貫徹していくことは、この国の旧来の中央地方関係の構造をその大元から改革することを意味しているのであって、それは、国の側のみならず、地方公共団体の側にも少なからぬ痛みを伴わざるを得ない事柄である。

—省略—

さらに第3に、・・・地方公共団体はこの機会に、国への依存心を払拭し、自己責任・自己決定の時代にふさわしい自治の道を真剣に模索してほしい。そのためには、国に向けていた目を地域住民に向け直し、地方自治の運営の透明性を高め、地域住民に対する説明責任を果たしつつ、行政サービスの取捨選択の方途を地域住民に問いかけ、その判断に基づいて、歳出の徹底した削減を図るといふ地道な努力の積み重ねが必要である。

—省略—

最後に、地方公共団体の男女を問わずすべての住民に対して訴えておきたいことがある。地方自治とは、元来、自分たちの地域を自分たちで治めることである。地域住民には、これまで以上に、地方公共団体の政策決定過程に積極的に参画し自分たちの意向を的確に反映させようとする主体的な姿勢が望まれる。また、地方税の納税者として、地方公共団体の行政サービスの是非を受益と負担の均衡という観点から総合的に評価し、これを厳しく取捨選択する姿勢が期待される。自己決定・自己責任の原理に基づく分権型社会を創造していくためには、住民みずからの公共心の覚醒が求められるのである。そしてまた当面する少子高齢社会の諸課題に対応していくためにも、行政の総合化を促進し、公私協働の仕組みを構築していくことが強く求められている。公共サービスの提供をあげて地方公共団体による行政サービスに依存する姿勢を改め、コミュニティで担い得るものはコミュニティが、NPOで担い得るものはNPOが担い、地方公共団体の関係者と住民が協働して本来の「公共社会」を創造してほしい。

※本年3月及び5月に視察訪問した際、行財政改革全般にわたり参考となる先進事例をご教授いただきました東京都文京区、同八王子市、大阪府寝屋川市、同八尾市各位に対し、中ブロック研究員一同、心より感謝申し上げます。

第2章 今後の地方交付税について

1 地方交付税の今日的課題

約3,300ある地方団体は、個々の権能や規模はもちろん、自然的、社会的、経済的条件が異なり、多様な態容を示している。税源についても偏在しているため、その結果として、地域間において財政力格差が生じることとなっている。

地方団体が自主性をもった財政運営を行っていくためには、他に依存しないだけの十分な財源が自らの手で確保される必要がある。そのためには、最も自主性の強い財源である地方税が各地方団体の財政需要を賄うに足るだけ確保されることが最も望ましい。しかしながら、税源の偏在ということを考えれば、この要請を満たすことは困難であり、ここに地方財政調整制度の必要とされる理由がある。この役割を果たしているのが地方交付税制度なのである。

そして、この地方交付税制度が、実質的には今日までの地方財政を支えてきたといっても過言ではないと思われる。

しかし、いわゆる地方分権一括法が施行され、地方分権時代がスタートした今日、地方財政面についても、近い将来、分権時代にふさわしい制度に改革されるべきであろうと思われる。その改革の根幹をなすものは、やはり地方財政を支えてきた地方交付税制度の在り方であろうと思われる。

それでは、分権時代にふさわしい地方交付税の姿とは一体いかなるものであろうか。

地方分権推進委員会の最終報告（平成13年6月14日提言）を見てみよう。

要約すれば、次のような提言がなされている。

「分権をさらに推進するため、

- ① 地方の歳出規模と地方税収との乖離を縮小し、住民の受益と負担の対応関係を明確化するために地方税源を充実する。国民の負担率に変更を加えずにこれを行うとすれば、国から地方への税源移譲を行う必要がある。その際には、国庫補助金や地方交付税を減額し歳入中立とする。また、地方の事務事業に対する国の関与の廃止縮小や義務づけの見直しにより、歳入歳出両面の自由度を併せ増していくことが不可欠である。
- ② 次に地方交付税に関しては、地方税の充実に伴い地方交付税の総額は減少するが、地域間財政力格差が拡大する可能性があるため、財政力格差を是正するという交付税制度の役割は依然として重要である。交付税総量の縮小や配分基準の簡素化の議論は、法令による義務付けなど国の関与の廃止縮小と一体として検討していく必要がある。」

つまり、国庫補助負担金と地方交付税と税源移譲を含む税源配分の在り方の3者を同時並行して考える三位一体での改革の必要性を述べているものと考えられる。

また、国の構造改革の一環としては、総務省が地方財政の構造改革に係る議論を踏まえ、地方交付税の改革に平成14年度から取り組んでいる。そこで私たちは、この改革がどのような影響を市町村財政に与えたのか、与えつつあるのか、を報告し、それからどんな地方の姿が見え

てくるのか。何がいえるのか。またそれが、住民が望む方向となっているものなのか。最近の地方交付税の改革と分権時代にふさわしい地方交付税について、以下考察を試みることにした。（ただし、この考察は、わかりやすくするために、話を単純化している部分があるのであらかじめお断りしておく。）

2 最近の地方交付税の改革

総務省が平成 14 年度から取り組んでいる地方交付税の改革は、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成 13 年 6 月 21 日経済財政諮問会議答申、6 月 26 日閣議決定、以下、「骨太の方針」という。）を受けて、この方針に掲げられた諸施策の具体的な推進方策として策定した「平成 14 年度に向けての政策推進プラン」によるところのものである。

その中で、地方交付税の改革については、地方公共団体の自主的・主体的な財政運営を促す方向で改革を行うことを掲げ、具体的には、事業費補正の縮小と段階補正の見直しを行うほか、各地方公共団体の税収確保努力へのインセンティブ強化のため、留保財源率の見直しについて検討することとされたところである。以下、この 3 つの見直しを中心に報告していきたい。

(1) 事業費補正の縮小

a 事業費補正とは

地方交付税の基準財政需要額の算定に際しては、各団体が「必要とする金額」を測定するために、相関度の高い指標を用いている。その指標＝物差しを「測定単位」とし、これに全団体の共通の「単位費用」を乗ずることで、各団体が必要とする金額＝「基準財政需要額」を算出する仕組みである。その際には、公平のために、客観的な統計数値（人口や面積）を用いることにしている。

しかし一部の投資的経費については、このような客観的数値の他に、各地方団体の実際の公共事業負担額やその地方負担に充てた地方債発行額を用いるものがあるが、これが「事業費補正」である。

「事業費補正」を用いているのは、測定単位だけでは各団体の必要財源額を的確に算定できない場合があるからである。

b 事業費補正の縮小

しかしながら、近年、事業費補正に対して、「地方債の元利償還金を地方交付税で手当てする仕組みが、地方団体による無駄な公共事業を助長しているのではないか。また、華美なハコモノなど地方単独事業が行われているのではないか。」という批判が出てきている。

公共事業を実施する場合、例えば国庫補助率が二分の一であれば、残り二分の一を地方団体が負担する。この地方負担額又はこれに充てた地方債の元利償還金の一部を実額に応じて

基準財政需要額に算入しているが、そのことが「実質的な地方団体の負担意識を少なくすることになっている。」との批判である。このことによって、地方団体は無駄な公共事業にも手を出すのではないか。

また、「地方単独事業に充てた地方債の元利償還金を交付税で手当とする仕組みによって、地方団体は不必要に贅沢な施設を作っているのではないか。」という批判である。

こうした批判や事業費補正縮小の意見を受けて、平成14年度から事業費補正の見直しが打ち出されてきた。

○ 事業費補正縮小の影響

具体的に述べると、平成13年度までに発行した既発債に係る元利償還金については、従来通りの財政措置が継続されるが、平成14年度以降については、まず公共事業関係では、義務教及び清掃費の当該年度事業費補正が廃止されると同時に、事業費補正方式による算入率を引き下げ、標準事業費方式に振り替える。その際、事業費に応じた算入を、原則として現在の半分以下とする。

事業費補正の率（地方負担額に対する率。現年分、元利償還分の合計）が、現行は概ね60～70%であるのを、30%程度とする。長期的に見て事業量が測定単位に比例しない事業、例えば港湾やダム事業はこの例外として45%程度に引き下げる。

事業費補正での算入率を現行の二分の一以下とし、高いものでも地方負担額の50%未満とするという、大幅な引き下げになる。表にあらわしてみよう。

<表-1> 事業費補正の見直しによる算入率の変化

【原則—河川改修、海岸、農道、ほ場整備等】

通常債：充当率 20% × 算入率 30% = 6%	→	通常債：充当率 30% × 算入率 0% = 0%
財対債：充当率 75% × 算入率 80% = 60%		財対債：充当率 60% × 算入率 50% = 30%
計 66%		計 30%

【例外—港湾、ダム等（事業費補正による元利償還金の算入率を概ね2/3程度に引下げ。）

通常債：充当率 20% × 算入率 30% = 6%	→	通常債：充当率 30% × 算入率 50% = 15%
財対債：充当率 75% × 算入率 80% = 60%		財対債：充当率 60% × 算入率 50% = 30%
計 66%		計 45%

この見直しが行われたことにより、「事業費に応じて算定する分」と「測定単位に応じて算定する分」の比率が変わり、「事業費に応じて算定する分」の比率が70%程度から30%程度に引き下げられたことになる。

ただし、全体の地方交付税総額には影響しない。地方負担額総額は、公共事業の予算総額によって決まるからである。地方負担額が変わらない限り、交付税総額は変わらない。変わ

るのは事業費補正方式による算入率を引き下げ、標準事業費方式に振り替えるということであり、「事業費に応じて算定する分」と「測定単位に応じて算定する分」の比率が変わるのである。

各自治体への影響を見てみると、測定単位の対全国シェア以上に事業をしていた自治体は、交付税配分額が減り、事業量が少なかった自治体は増えるという状況になる。

次に地方単独事業に関しては、事業費補正を用いた地方単独事業支援の仕組みであった「地域総合整備事業債」を廃止し、喫緊の政策課題である重点七分野（環境、少子・高齢化、人材育成・教育、ITなど）に対象事業を限定した「地域活性化事業」が創設され、いわゆるハコモノ整備は原則対象外となった。

地域活性化事業債の充当率は75%でその元利償還金の30%が事業費補正対象となり、事業費総額に対しては22.5%が事業費に応じた交付税算定となる。

また、「合併特例事業」と「防災対策事業」が新たに創設され、所定の財政措置が講じられることとなった。

<表-2> 新しい地方単独事業等の事業費補正の算入率

区分	地域活性化事業		合併特例事業		防災対策事業	
	通常分	特に推進	合併後	合併前重点	防災基盤	公共耐震化
充当率	75%	15%	95%	90%	75%	90%
算入率	30%	50%	70%	50%	30%	50%

また、地方特定道路、ふるさと農林道緊急整備・地方特定河川に係る財政措置も見直され、以下の通りとなった。

<表-3> 地方特定道路事業等の事業費補正の算入率の変化

区分	地方特定道路		→	区分	地方特定道路	
	通常分	財対分			通常分	財対分
充当率	75%	15%		充当率	75%	15%
算入率	30~55%	100%		算入率	30%	50%

ここで、事業費補正の見直しにより、平成14年度交付税算入額が平成13年度交付税算入額からどの程度減少するのかを県南7市町の平成14年度事業を基にして算定したものが、下記の表である。

<表-4> 県南7市町の事業費補正の影響額

(単位：千円)

	大牟田市	久留米市	柳川市	筑後市	大川市	小郡市	黒木町
H14 交付税算入額	2,528,000	5,421,507	698,116	1,065,414	647,295	1,685,830	670,950
H13 交付税算入額	2,797,043	5,909,354	852,873	1,100,185	741,285	1,932,015	670,950
交付税算入影響額	△269,043	△487,847	△154,757	△34,771	△93,990	△246,185	0

(県南7市町の事業ごとの影響額の表はp38～p43に掲載)

このように各市町、事業費補正の影響が出てきている。特に、事業を多く取り組んでいる、または取り組まなければならない自治体ほど、この事業費補正の見直しによる影響は大変大きいと言える。

これまで各自治体は事業費補正の仕組みにより、各種の公共事業に積極的に取り組み、国の景気対策の一翼を担って地域の景気対策にも取り組むことができた。これはある種評価できる面であると考えますが、一方で、このような仕組みが無駄あるいは豪華すぎるといった公共事業を助長してきたという面も否定できず、今回の見直しにより、各自治体は本当に必要な事業のみ取り組んでいくと考えられ、この点においては、今回の事業費補正の見直しは評価できると考える。

今回の見直しについては、前述したように「事業費に応じて算定する分」と「測定単位に応じて算定する分」の比率が変わるだけではあるが、各自治体間でもプラスに転じたり、マイナスに転じたり、多少の影響が出ると考えられる。今回の見直しの内容においては、透明度が高く、わかりやすい見直しであることを期待するとともに、各自治体においてもその内容を十分に検証していく必要があると思われる。

(2) 段階補正の見直し

a 段階補正とは

冒頭にも述べたとおり、地方交付税は、各地方団体の財源の均衡化を図るとともに、小規模団体を含めた全ての地方団体において、法令等により義務付けられた事務事業の実施に支障のないよう財源保障を行うことを目的とするものである。

そのため小規模団体においても、法令等で義務付けられた事務等を行うことに支障がないよう財源保障を行うことが必要となるが、小規模団体においては、人口一人当たりの行政経費が割高となることから、これを反映させるため、交付税の算定において人口一人当たりの経費の割増を行う段階補正が設けられている。

b 段階補正の見直し

これまで補正係数については、平成 10 年度以降、「地方分権推進計画」を踏まえ、その整理合理化が進めてられてきたところであり、段階補正については、おおむね人口四千人未満の団体の割増率を一律にする等の見直しが行われてきた。そして更に、前述のとおり、「骨太の方針」において、段階補正については「合理化や効率化への意欲を弱めることとならないよう、その見直しを図るべきである」とされ、「平成 14 年度に向けての政策推進プラン」の中でも「地方財政構造改革プラン」における地方交付税改革の具体的な項目として「段階補正の見直し」が明示されたところである。

これらを踏まえ、小規模団体にあっても、職員の兼務や事務の外部委託等により合理的・効率的に行財政運営を行っている団体もあることから、そのような実態を反映した見直しが行われることとなった。

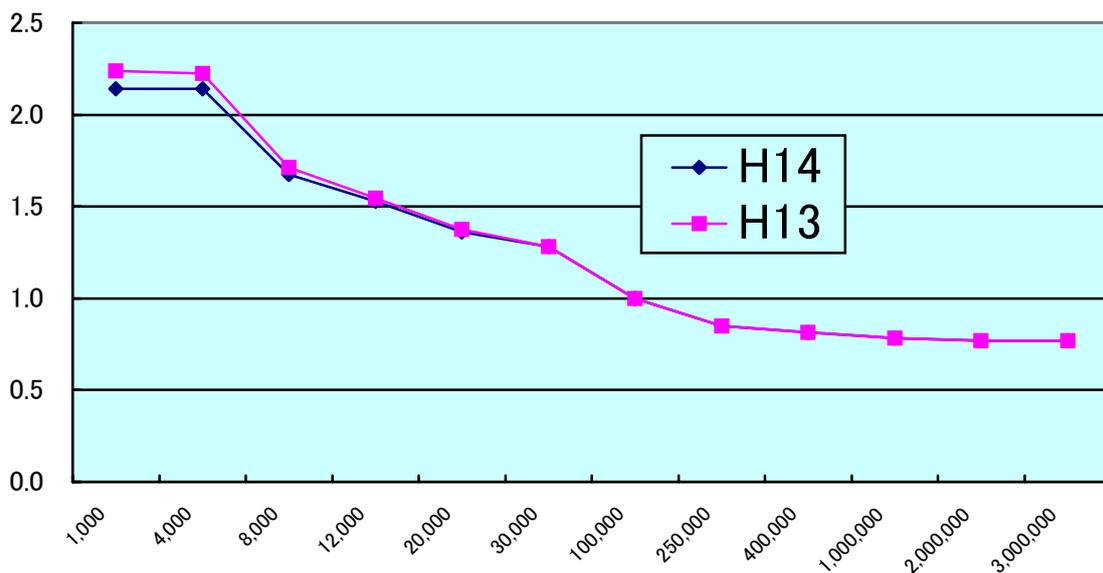
具体的には、これまでの人口段階ごとの全団体の人口一人当たりの決算額を基礎として割増率を算出する方法を改め、より効率的な財政運営を行っている上位 3 分の 2 の団体の平均を基礎として割増率を算出するという見直しを、平成 14 年度から 3 年間かけて行うこととしている。

c 段階補正の平成 14 年度見直し結果の検証

この 3 年間かけて行うとしている段階補正の見直しを、平成 14 年度の結果のみで検証することはもとより不可能であるが、以下、平成 14 年度の見直しの結果を具体的なデータを基に検証した結果を報告する。

まず、平成 14 年度の段階補正の見直し結果の一部をグラフ化したのが<図-1>である。これは、消防費の平成 14 年度と平成 13 年度の段階補正係数を比較したものである。

<図-1> 消防費の段階補正係数



このように、消防費では、総務省が示している見直しのイメージ図どおりの結果となっている。即ち、人口十万人規模の団体（以下、「標準団体」という。）未満の階層区分においては見直し減であり、標準団体以上の階層区分には影響がないというものである。しかし、実際にはその他の教育費等のかなりの経費で、標準団体以上の階層区分においても若干の見直し減となっているのである。差が僅かなためグラフにすると認識しづらいので、表にすると次のようになる。

<表－５> 消防費及びその他の教育の段階補正係数

人口（人）	消 防 費			その他の教育費		
	H14年度	H13年度	差 引	H14年度	H13年度	差 引
1,000	2.140	2.240	△0.100	2.185	2.270	△0.085
4,000	2.140	2.225	△0.085	2.185	2.270	△0.085
8,000	1.675	1.713	△0.038	1.773	1.830	△0.057
12,000	1.527	1.545	△0.018	1.638	1.683	△0.045
20,000	1.360	1.375	△0.015	1.495	1.530	△0.035
30,000	1.280	1.280	0.000	1.350	1.373	△0.023
100,000	1.000	1.000	0.000	1.000	1.000	0.000
250,000	0.850	0.850	0.000	0.820	0.832	△0.012
400,000	0.816	0.816	0.000	0.790	0.798	△0.008
1,000,000	0.783	0.783	0.000	0.754	0.757	△0.003
2,000,000	0.771	0.771	0.000	0.722	0.729	△0.007
3,000,000	0.768	0.768	0.000	0.711	0.719	△0.008

<表－５>は消防費、その他の教育費の段階補正係数の見直し結果であるが、この二つのパターン（標準団体以上の階層区分においては減になっていないパターンと標準団体以上の階層区分においても減になっているパターン）に大別すると、前者のパターンとなっている経費が、消防費の他、生活保護費、社会福祉費であり、一方後者のパターンとなっている経費が、その他の教育費の他、その他の土木費、保健衛生費、商工行政費、企画振興費Ⅱ、その他の諸費、農業行政費である。この他の経費については、企画振興費Ⅰ、高齢者福祉費、戸籍住民基本台帳費（世帯数）が、一定規模以下の階層区分では見直し減であるが、それ以上の階層区分では見直し増となっており、徴税費、戸籍住民基本台帳費（戸籍数）は、増減が混在したものとなっている（最小の階層区分では勿論減となっている）。

次に具体的な団体のデータを使用し、今回の見直しによる影響額の検証を行ったところ、<表－６>の結果を得た。

<表-6> 県南7市町の段階補正見直しによる影響額

(単位：人、千円、%)

	大牟田市	久留米市	柳川市	筑後市	大川市	小郡市	黒木町
人口	138,629	236,543	41,815	47,348	41,338	54,583	14,685
(A) 基準財政需要額 (経常)	18,058,553	25,159,158	5,010,842	5,373,849	4,856,136	6,104,556	2,578,338
(B) 段階補正見直し影響額	△11,686	△83,939	△14,974	△19,109	△14,945	△27,819	△20,654
割合 (B)/(A)	△0.1	△0.3	△0.3	△0.4	△0.3	△0.5	△0.8

注) i. 人口は、平成12年国勢調査人口である。

ii. 基準財政需要額(経常)は、平成14年度の数値である。

iii. 段階補正見直し影響額は、経費毎に、平成14年度と平成13年度の段階補正係数の差に平成14年度の態容補正係数等のその他の補正係数を乗じ、さらに測定単位、単位費用を乗じて得た額を合計したものである。

なお、企画振興費については、平成14年度の算出資料に従い、段階補正Iを0.8090評価、段階補正IIを0.1910評価したものである。

iv. マイナスは、段階補正の見直しによる減を表す。

段階補正係数の比較結果でもある程度予想できたことであるが、平成14年度の見直し結果は、必ずしも小規模団体のみに焦点が当てられたものとは言い難い。現実には標準団体以上の団体においても、マイナスの影響がでており、しかも相当の割合でマイナスとなっているのである。

今回の段階補正の見直しは、全国の財政需要額をそれぞれの地方団体にいかに「配分」するか、いわば「配分手法」に係る見直しであって、この見直し自体が全国の需要額に影響を与えるものではないとの理解が一般的であったと思われる。しかしながら、今回の検証結果においては、小規模団体への割増の見直しだけではなく、標準団体以上の団体においても見直し減となっているのである。

今回の見直しの基本的な考え方からすれば、この標準団体以上の階層区分の見直し減については、例年の見直しの一環として行われたものと理解するしかないであろう。もしそうでなければ、“より効率的な財政運営を行っている団体を基礎とした割増率の算定による見直し”が、団体の規模の如何にかかわらず適用されたと言わざるを得ないからである。また、ここ数年、標準団体以上の階層区分の段階補正係数は、それ程大きな動きではないものの増と減を繰り返すような動きを見せているからである。

最後に、標準団体未満の団体における段階補正による割増額の変化を検証してみた。検証にあたって、モデル団体として次の7団体を設定した。

<表-7> モデル団体

	A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市
人 口	70,000	50,000	30,000	20,000	12,000	8,000	4,000
65歳以上人口	15,000	10,500	6,300	4,200	2,500	1,700	840
農 家 数	2,500	1,800	1,100	750	450	300	150
世 帯 数	25,000	17,000	10,000	6,000	3,000	2,000	1,000
戸 籍 数	26,000	18,000	10,500	6,500	3,400	2,200	1,100

これらモデル団体は、G市を各段階補正係数が概ね頭打ちになる規模で設定し、標準団体規模からG市の間に、A市からF市までを比例的にその規模を設定したものである。

これらのモデル団体について、段階補正により割り増された需要額の変化をみたところ、<表-8>の結果を得た。

<表-8> 段階補正により割り増された需要額

(単位：人、千円、%)

	A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市
人 口	70,000	50,000	30,000	20,000	12,000	8,000	4,000
H14 段階補正割増額	204,613	342,200	470,543	470,463	457,549	454,045	415,169
H13 段階補正割増額	196,571	340,496	478,473	489,749	475,658	467,424	430,150
増 減 額	8,042	1,704	△7,930	△19,286	△18,109	△13,379	△14,981
増 減 率	4.1	0.5	△1.7	△3.9	△3.8	△2.9	△3.5
増減額 (除高齢者福祉費)	△5,608	△11,946	△21,444	△27,749	△24,609	△22,993	△21,588
増減率 (除高齢者福祉費)	△3.1	△3.9	△5.0	△6.4	△5.8	△5.6	△5.8

注) i. 段階補正割増額は、経費毎に、段階補正係数と1の差に測定単位、平成14年度の単位費用を乗じて得た額を合計したものである。

ii. 増減額 (除高齢者福祉費) は、段階補正割増額から高齢者福祉費分を除いた増減額であり、増減率 (除高齢者福祉費) は、その額を高齢者福祉費分を除いた段階補正割増額で除したものである。

iii. マイナスは、段階補正の見直しによる減を表す。

今回の見直しにおいては、高齢者福祉費が特異な動き (全体的に割増額がプラスに働く方向) を見せているので、上表においては、高齢者福祉費を除いた増減についても検証してみた。高齢者福祉費を除いた場合、人口五万人未満の団体においては、概ね4~6%程度、金額にして20,000千円程度の削減となっていることがわかる。これを単純に3倍して考えると、概ね12~19%程度、金額にして40,000~80,000千円程度の削減が3年間で行われるのではないかと予想される。ただし、あくまでこれは想定であり、しかも今回は、高齢者福祉費が特異な動きを見せているため、これを除いた想定であることを再度断っておきたい。

今回の見直しは、3年間かけて行われることとなっているので、標準団体以上の階層区分の段階補正係数が来年度以降どのように動くのか、また標準団体未満の階層区分の見直しが

どの程度になるのか、今後の見直し内容を十分に検証していく必要があると思われる。

(3) 留保財源率の見直し

a 留保財源とは

地方交付税を算定するにあたって、地方税収については、各地方団体における標準的な税収の一定割合の額を算入し基準財政収入額を算出している。地方譲与税や交通安全対策特別交付金についてはその全額を算入しているが、これ以外の地方税及び国有資産等所在市町村交付金等については一定割合の額を算入し基準財政収入額を算出している。この算入する率を基準税率と呼び県分にあつては80%、市町村分にあつては75%である。残りの、県分にあつての20%、市町村分にあつては25%の部分を「留保財源」と呼んでいる。

基準財政収入額に税収の全額を算入しないで「留保財源」を設けているのは、次のような理由からである。

- ①収入額について100%基準財政収入額に算入するとすれば、当然これに見合う財政需要額についても、地方団体が行うあらゆる行政に要する経費を完全に把握し、算入しなければならないこととなる。このように財政需要及び財政収入が算定されると、事実上、国が各地方団体の歳入歳出の割当てを行う結果となり、財政運営上の弾力性が失われ、地方団体の自主性が阻害されるおそれがある。しかも地方団体が自らの判断に基づき実施すべき特別な事情によるもの、臨時的なもの等をすべて基準財政需要額に算入することは技術的にも不可能である。このような自主的な行政は、地方団体がその財政力に応じ適宜選択すればよいということである。
- ②各地方団体が企業誘致や地域振興に力を入れ、税収を増やす努力をおこなってもそれと同額だけ地方交付税が減り、逆に税収が減ってもそれと同額だけ地方交付税が増額されることになれば税収確保の意欲を失わせることになるということである。

なお、地方譲与税及び交通安全対策特別交付金についてその全額を基準財政収入額に算入しているのは、これらの収入が地方団体の課税努力と関係なく、国の定める基準によって交付されるという性質上の相違を考慮したことによるもので、全額算入しても特に地方団体の財政運営の自主性を阻害することにはならないと考えたからである。

基準税率を都道府県分と市町村分で変えているのは、都道府県の行政は市町村に比べて国の委任事務や法令等に定められた基準に従って行われる事務等の義務的性格の強い行政が多く、その内容も画一的であり比較的捕捉が容易であるが、市町村はその数も多く、行政の内容も千差万別で変化に富んでおり、画一的算定が困難であることから道府県分と市町村分との間に差が設けられている。

b 留保財源率の見直し

留保財源については、地方分権推進委員会最終報告（平成13年6月14日）では「社会

経済情勢の変化に対応して、地方交付税の算定については、……地方の課税努力、税源涵養努力、独自税源充実の自助努力をさらに促すような仕組みの検討を行うべきである」と示された。これを受けて、8月30日に発表された「片山プラン」の「地方交付税の改革」の一項目として、「**税収確保努力へのインセンティブ強化のため、留保財源の見直しの検討**」が盛り込まれた。引き続き11月2日の経済諮問会議には、**事業費補正・段階補正の見直し**と合わせ「**留保財源率を引き上げる方向で検討**」が報告され、その際、「**留保財源率の引き上げに伴い、見合い額だけ基準財政需要額を圧縮する必要があるが、引上幅、削減対象項目等について今後検討**」と解説付きで述べられている。

留保財源を引き上げた場合（基準税率を引き下げた場合）は、企業誘致などによって税収が増えると、地方交付税の減額と相殺される度合いが小さくなり税収確保努力へのインセンティブが高まると考えられる。

留保財源の引き上げの方法としては、下の図のような方法が考えられている。

<図-2> 留保財源率の変化イメージ

①	地方交付税 D	地方税 A		国庫支出金	地方債
		基準税率分 = 基準財政収入額 B1	留保財源分 C1		
②	基準財政需要額 E1		留保財源見合額 C1	特定財源見合歳出	
	地方交付税 D	基準財政収入額 B1	都道府県 20%		
		都道府県 80%	市町村 25%		
		市町村 75%			
③	新しい基準財政需要額 E2		留保財源見合額 C2	特定財源見合歳出	
	地方交付税 D	基準財政収入額 B2	都道府県 25%		
		都道府県 75%	市町村 30%		
		市町村 70%			
④	一般財源対象経費 F			特定財源対象経費	

上の図のように地方財政計画の歳出（一般財源対象経費）Fは、基準財政需要額E1と留

保財源C1の合計額に一致する。留保財源率C1を引き上げるとその引き上げに相当する分だけ基準財政需要額E1を削減することになる。もし、留保財源率を図②から図③に引き上げC1からC2に増えたとするとFが変わらないので留保財源Cが増えた分基準財政需要額E1がE2に減る。交付税の基準財政需要額が圧縮されるということになるが、現在、単位費用の算定基礎に入れている経費を留保財源の対象に移すということになる。各団体では、地方交付税の基準財政需要に入れられた経費以外が増えるので自由度は増えることになる。

c. 留保財源率の見直しに伴うシミュレーション

ここでは、前に述べた留保財源の見直しに伴い、構成市町村にどのような影響が出るか何パターンかシミュレーションを行ってみたい。シミュレーションを行うに当たって問題となるのは、現在国の方でも検討されている基準財政需要額をどのように圧縮するかであるが、まず、基準財政需要額と留保財源の関係に触れてみたい。

上の図でもわかるように地方財政計画の歳出の中で一般財源で賄う部分（上の図F）が基準財政需要額の内容と水準を決める基礎となるが、そのすべてが基準財政需要額に算入されるわけではなく、留保財源に相当する部分（上の図のC部分）は普通交付税の基準財政需要額には算入されない。この算入に当たっては基準財政需要額の性格から、すべての経費について一律に20%及び25%相当分を圧縮するのではなく、経費の性格に応じて算入の割合を決めている。

例えば、地方財政計画に計上された経費のうち、給与費や生活保護費など義務的な性格の強い経費については、ほぼ100%を算入し、これに比べて裁量の度合いの高い投資的な経費や公営企業に対する繰出金などについてはその75%及び80%を下回る額を基準財政需要額に算入し、残余の額は留保財源で対応している。

先日、総務省から都道府県の留保財源率を、2003年度から25%に引き上げるという方針が出され、これに伴い基準財政需要額を2.8%カットするというものであった。しかし、ここでも具体的な削減項目等についての記述もあまり無く、「人口を測定単位としている企画振興費、一部土木費、商工関係費等の圧縮」という表現にとどまっている。

この方針から読みとれるものは、この3つの項目については、各地方公共団体の意志（政策）により実際の需要額に開きがあると思われ、本来の留保財源の考え方（独自施策に充てるべき財源）に照らし合わせ、これを留保財源の引き上げ分で賄うという考えであろう。

しかし、あくまでもこの方針は都道府県に対してのものであり、市町村に対して必ずしも当てはめられない。47しかない都道府県の財政需要は各団体での差はあまり無く、一律の削減を行っても、それぞれの団体の地方交付税額自体にはあまり影響が無いと考えられる。

一方で、3,200余りの市町村でこれを当てはめると財政需要が様々であることから、地方交付税額そのものに影響が出てくると考えられる。

特に義務的な性格の強い経常経費を削減項目の対象とすると、本来の留保財源の考え方（独自施策に充てるべき財源）に相反することとなり、また留保財源引き上げ分をそのまま経常

経費に充当しなければならず、意味が無い。

そこで、13年度交付税をベースで投資的経費の削減を中心にシミュレーションを行ってみた。

なお、ここでやっているシミュレーションは研究員の主観に基づくものであり、実際の影響額と差が生じる場合があることをお断りしておく。

<表-9> 留保財源の引き上げ（25%→30%）に伴う福岡県内市町村（全体）影響額
(単位：百万円)

区分	留保財源 25%	留保財源 30%	差引額	影響率
普通交付税（交付基準ベース）	410,056	410,056		
基準財政収入額	584,818	547,364	37,454	3.8%
基準財政需要額	994,874	957,420	△ 37,454	△ 3.8%

※ 財源超過団体である苅田町を除いた場合

<表-9>のとおり、留保財源率を30%に引き上げると、基準財政収入額で37,454百万円減額になるので、普通交付税総額が変わらないという前提から基準財政需要額を同額削減する。

基準財政需要額を経常経費、投資的経費の事業費補正分とその他、公債費に分類し、この削減の仕方を4つのシミュレーションにより検討する。

<表-10> 各シミュレーションの削減率

シミュレーション1	シミュレーション2	シミュレーション3	シミュレーション4
基準財政需要額	基準財政需要額	基準財政需要額	基準財政需要額
経常 0%	経常 0%	経常 0%	経常 0%
事業費補正 0%	事業費補正 10%	事業費補正 10%	事業費補正 20%
投資（その他）21.5%	投資（その他）14.9%	投資（その他）10%	投資（その他）5.1%
公債費 0%	公債費 0%	公債費 15%	公債費 10%

<表-11> シミュレーション結果

(単位：百万円)

市町村名	13年度 普通 交付税	基準財政 収入額 (引き下げ後)	シミュレーション1			シミュレーション2		
			基準財政 需要額 (計算後)	普通 交付税 (計算後)	増減額	基準財政 需要額 (計算後)	普通 交付税 (計算後)	増減額
北九州市	81,075	127,783	209,114	81,331	256	210,200	82,417	1,342
福岡市	74,916	194,767	272,875	78,108	3,192	271,206	76,439	1,523
大牟田市	12,485	11,696	24,221	12,525	40	24,299	12,603	118
久留米市	9,971	24,886	35,279	10,393	422	35,319	10,433	462
柳川市	4,367	2,806	7,064	4,258	△ 109	7,095	4,289	△ 78
筑後市	3,068	4,552	7,634	3,082	14	7,644	3,092	24
大川市	3,224	3,572	6,762	3,190	△ 34	6,797	3,225	1
小郡市	4,269	4,825	9,064	4,239	△ 30	9,053	4,228	△ 41
黒木町	3,469	1,034	4,320	3,286	△ 183	4,379	3,345	△ 124

市町村名	13年度 普通 交付税	基準財政 収入額 (引き下げ後)	シミュレーション3			シミュレーション4		
			基準財政 需要額 (計算後)	普通 交付税 (計算後)	増減額	基準財政 需要額 (計算後)	普通 交付税 (計算後)	増減額
北九州市	81,075	127,783	209,038	81,255	180	210,485	82,702	1,627
福岡市	74,916	194,767	271,626	76,859	1,943	269,786	75,019	103
大牟田市	12,485	11,696	24,294	12,598	113	23,371	12,675	190
久留米市	9,971	24,886	35,443	10,557	586	35,438	10,552	581
柳川市	4,367	2,806	7,132	4,326	△ 41	7,150	4,344	△ 23
筑後市	3,068	4,552	7,685	3,133	65	7,679	3,127	59
大川市	3,224	3,572	6,835	3,263	39	6,856	3,284	60
小郡市	4,269	4,825	9,088	4,263	△ 6	9,065	4,240	△ 29
黒木町	3,469	1,034	4,351	3,317	△ 152	4,419	3,385	△ 84

合 計	409,525	547,364	956,889	409,525	0	956,889	409,525	0
-----	---------	---------	---------	---------	---	---------	---------	---

※ここでは、紙面の関係上財政研究会・南筑後ブロック参加市町と福岡市、北九州市を表示した。なお、県内97市町村のシミュレーションはp44～p49に掲載した。

シミュレーションの検証

シミュレーション1では、現在事業費補正の見直しも言われているが、過去の事業費補正算入分は算入額率を下げるということは国としても行わないはずであろうことから、事業費補正以外の投資的経費でのみ調整した場合である。

この場合、ここでは表示していないが、県内97市町村のうち増額に転じる団体が、18団体。しかも、増額分4,398百万円(増額した団体の増額分総額)のうち3,192百万円、72.6%を福岡市が占めるなど都市部に集中する状態になる。これは、福岡市が地下鉄整備を行っていることから、基準財政需要額に占める事業費補正の割合が高い結果である。

シミュレーション2では、13年度から地域総合整備事業債等の見直しがあったことから、将来各市町村の事業費補正需要額は少なくなると考えられる。このことから、事業費補正分の需要額を一定程度（10%）削減したところでのシミュレーションである。

この場合、県内97市町村のうち増額に転じる団体が、15団体になる。増額分3,811百万円（増額した団体の増額分総額）のうち、北九州市と福岡市で2,865百万円、75.1%を占めるなどシミュレーション1と同様に都市部に集中する状態になる。福岡市は前述したように事業費補正の占める割合が高いことから、シミュレーション1に比べ半減したが、投資的経費・その他分が増えたこと、また、公債費の割合が高い（公害防止事業債が公債費にて算入される）ことにより、この割合が高い北九州市が大幅増になったものである。

シミュレーション3では、事業費補正の見直しを加味しつつ、公債費については、最近乱発された補正予算債、減税補てん債、財源対策債等が将来は減少していくだろうと考えられること、また、昨今の過疎・辺地債等の論議を踏まえ、減額するシミュレーションを行った。

この場合、県内97市町村のうち増額に転じる団体が、26団体になり、全体の4分の1の団体がプラス、4分の3がマイナスに転じるというものである。全体のプラス・マイナス団体数の振り分けからすると一見良さそうに見えるが、公債費を一律減額することにより過疎・辺地債等の発行団体に影響が及んでおり、公債費の見直しを行うにしても、費目毎の調整は必要と考えられる。（表-2の黒木町では過疎・辺地債の基準財政需要額の公債費に占める割合が、75.6%になる）

シミュレーション4では、シミュレーション3にて10%の削減としていた事業費補正を20%削減としてシミュレーションしたものである。これは、将来13年度までに発行していた地域総合整備事業債や一般公共事業債等の残高はなくなり、14年度以降に発行される事業費補正対象の事業費は交付税算入率が低くなることから、各団体が事業を手控えることが想定され、事業費補正の需要額自体が相当減少すると考えられることから、このようなシミュレーションを行った。

この場合、県内97市町村のうち増額に転じる団体が、29団体になり、全体の30%の団体がプラスに転じるものである。大きな特徴としては、事業費補正の占める割合が高い福岡市が、増額ではあるが、他のシミュレーションとは違い増額幅が極端に少なくなることがあげられる。

以上のシミュレーションの結果から言えることは、留保財源率を引き上げ、基準財政需要額を削減した場合、福岡県の都市部（特に福岡市、北九州市）にて、地方交付税額が増額し、逆に自主財源に乏しい団体（特に町村）が減少すると考えられる。

これらの団体にとって、現在でも数十億円しかない地方交付税が1億円の単位で減少することは、それ以降の財政運営を行うことは非常に厳しいと考えられる。また、この留保財源

率の引き上げの発端となった「税収確保努力へのインセンティブ強化」ということも、これらの自主財源を増やそうとしても増やせない団体にとっては死活問題になると思われる。

税収確保努力を行っている（できる）団体には、この留保財源率の見直しは当然のことであろうし、ぜひ行うべきと考えるが、一方で、税収確保努力ができない団体に対し、本来の地方交付税制度（地域間の税財源の偏重を是正する）の意図に照らし合わせながら基準財政需要額の削減項目については検討していただきたいと考える。

3 今後の地方交付税

最近の地方交付税の改革について、前述のとおり、市町村財政の現場から考察を試みてきたところである。

さて、これらの改革によって一体どんな地方の姿がイメージできるのであろうか。

- 事業費補正の縮小によって、単年度では大きな影響がないにしても、10年とか20年とかの長期的な期間で見れば考察のような影響がでてくる。特に事業量が標準以上に実施されている団体で地方交付税が減額されることとなる。
- 段階補正の見直しについては、特に小規模市町村について地方交付税の減額率が大きく、これが今後3年間続けられることとなる。
- 留保財源の見直しについての検討は、一定条件下でのシミュレーションではあるが、結果は、地方交付税の配分は都市部へシフトされ、小規模市町村は地方交付税が減額されることとなる。

つまり、これらの改革によって「県内のほとんどの地方自治体は、小規模市町村であるため、特に段階補正と留保財源の見直しによって地方交付税の減額の影響が強く現れる。」ということがいえる。

また、その他地方交付税を取り巻く問題として、近年、地方財政計画で決まる交付税総額は、大幅な財源不足が続いており、これを国の一般会計からの加算と交付税特別会計での借り入れで補っているということ。さらに、各地方団体は赤字地方債を発行しており、異常な事態にあること。平成15年度はこの赤字地方債が増え、地方交付税がその分さらに減額されるであろうこと。等々地方交付税を取り巻く状況は非常に厳しいものがある。

これらの改革を総合的にみれば、地方交付税のもつ財源保障機能が縮小されつつ、今後とも地方交付税の縮小路線が続くと想定される。

国と地方の間では、地方自治といつつ、国が仕組みや基準を決めて、地方自治体は苦勞しながらその実施にあたってきた。国はこうした関与に応じて、補助金や地方交付税によりその財源を手当てし、全国的に一律の行政サービスが提供されてきた。しかし、その一端が縮小しはじめたのである。私たち地方自治体関係者はこのことに強い危機感をもたなければならない。同時に、今後は、真に必要な事業を取捨選択し、自らの財源で効率的に実施するように努めなければならない。

また、この考察をとおして、地方交付税制度が、いかに多くの基礎数値やデータ、非常に精緻な数式によって組み立てられている複雑な制度であることが認識できたところである。しかし、この地方交付税の仕組みの「複雑」すぎるのが、地方交付税のわかりにくさにつながっている。分権時代では、地方財政の透明性向上と説明責任の徹底が必要であることはいうまでもない。そういう観点からも、地方財政を担う地方交付税制度についても、単位費用や補正係数等も含めて、できるだけ客観的かつ単純な基準で交付額を決定するような簡素な仕組み、わかりやすい制度へと移行すべきである。

他方、これらの改革とは別に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（以下、「骨太の方針第2弾」という。）に基づいて、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討する改革がなされようとしている。

このなかでは、

- ① 国庫補助負担金について、「改革と展望」の期間中に数兆円規模の削減を目指す。
- ② 9割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正していく必要がある。
- ③ 交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」期間中に縮小する。
- ④ 地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要である。
- ⑤ 廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。

等々の改革によって真の地方財政の自立を目指すとされている。このなかでも地方交付税についてふれられているが、どのような改革がなされようとも税源の偏在による財政力格差が存在する以上、地方自治体が地域住民に対して一定水準の行政サービスを確保できるような地方交付税制度というものは堅持すべきである。一方、地方自治体は、国も地方も厳しい財政状況のなかにあることを自覚し、これらの改革を受け身にとらえるのではなく、各々が自助と自律の精神のもとで自主的・効率的な財政運営に努めていくという姿を出していかなければならない。

また、「骨太の方針第2弾」では、これらの改革の受け皿となる地方自治体の行財政基盤の強化が不可欠であるとし、市町村合併についてふれているが、このことについては次章に譲る。

資料 1

事業費補正見直しに伴う交付税算入影響額

(単位：千円)

大牟田市

区 分	充当率		交付税算入率		総事業費 A	国県補助 B	H14年度 起債額 C	H13年度 起債額 D	H14年度交 付税算入額 E	H13年度交 付税算入額 F	交付税への 算入減少額 G=E-F				
	H14	H13	H14	H13											
一般 公共 事業	都市計画街路事業		55%	55%											
		本来分	30%	30%	0%	0%			24,900	24,900	0	0	0		
		財対分	25%	25%	50%	80%			20,900	20,900	10,450	16,720	-6,270		
	港湾事業		90%	95%											
		本来分	30%	20%	0%	30%			9,300	6,200	0	1,860	-1,860		
		財対分	60%	75%	50%	80%			18,800	23,500	9,400	18,800	-9,400		
	農地防災 (た め池)		90%	95%											
		本来分	30%	40%	0%	30%			3,400	4,600	0	1,380	-1,380		
		財対分	60%	55%	50%	80%			7,000	6,400	3,500	5,120	-1,620		
	産炭地域開発就労事 業		40%	40%											
		本来分	40%	40%	60%	60%			7,100	7,100	4,260	4,260	0		
		財対分	0%	0%	0%	0%			0	0	0	0	0		
特定地域開発就労事 業		40%	40%												
	本来分	40%	40%	60%	60%			20,900	20,900	12,540	12,540	0			
	財対分	0%	0%	0%	0%			0	0	0	0	0			
現年度災害復旧事業	公共土 木	100%	100%	95%	95%			300	200	100	100	95	95	0	
	農業施 設	80%	80%	95%	95%			500	325	100	100	95	95	0	
一般 廃棄 物処 理事 業	補助		90%	95%											
		通常分	75%	75%	50%	50%			544,600	544,600	272,300	272,300	0		
		財対分	15%	20%	50%	100%			108,900	145,200	54,450	145,200	-90,750		
	重点化		90%	95%											
		通常分	75%	75%	50%	50%			764,186	687,700	725,900	343,850	439,350	-95,500	
		財対分	15%	20%	50%	100%			114,600	152,800	57,300	152,800	-95,500		
	単独 建設														
		通常分	75%	80%	50%	50%			139,117	129,000	131,000	14,900	15,900	-1,000	
		用地分	100%	100%	0%	0%			29,800	31,800	14,900	15,900	-1,000		
	リサイ クル プラ ザ 単 独 建 設 事 業		90%	95%											
		通常分	75%	75%	50%	50%			350,002	175,001	157,500	166,200	78,750	100,600	-21,850
		財対分	15%	20%	50%	100%			26,200	35,000	13,100	35,000	-21,900		
一 般 単 独	環境監視設備整備事業		75%	75%	50%	50%									
		通常分	75%	75%	30%	30%			11,450	5,575	4,400	4,400	2,200	2,200	0
		財対分	15%	15%	50%	100%			40,000	20,000	15,000	15,000	4,500	4,500	0
	臨時地方道														
		一般分	30%	30%	30%	30%			372,700	348,300	348,300	104,490	104,490	0	
		特定分	90%	90%					142,500	128,200	128,200	42,720	77,423	-34,703	
	臨時河川														
		通常分	75%	75%	30%~55%	53%			106,900	106,900	32,070	56,123	-24,053		
		財対分	15%	15%	50%	100%			21,300	21,300	10,650	21,300	-10,650		
	一般分	30%	30%	30%	30%			115,000	109,200	109,200	32,760	32,760	0		
	一般会計出資債	100%	100%	45%	50%			45,200	45,200	45,200	45,200	45,200	-2,260		
	臨時財政対策債	100%	100%	100%	100%			1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	0		
減税補てん債	100%	100%	100%	100%			180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	0			
合 計															
								5,321,057	1,016,185	3,943,300	4,035,600	2,528,000	2,797,043	-269,043	

※ 一般廃棄物処理事業債・環境監視設備整備事業については、公防債のため、交付税算入率50%

区分	充当率		交付税算入率		総事業費 A	国県補助 B	H14年度起 債額 C	H13年度 起債額 D	H14年度交 付税算入額 E	H13年度交 付税算入額 F	交付税への 算入減少額 G=E-F				
	H14	H13	H14	H13											
一般公共事業	農業農村(県営クレーン 防災)	本来分	90%	95%		12,600	0	9,500	11,900	2,900	8,270	-5,370			
		財対分	30%	20%	0%	30%		3,700	2,500	0	750	-750			
	林道	本来分	60%	75%	50%	80%		5,800	9,400	2,900	7,520	-4,620			
		財対分	90%	95%			24,000	12,000	10,800	11,400	3,600	9,120	-5,520		
	都市計画(花畑区画 整理)	本来分	30%	0%	0%	0%		3,600	0	0	0	0	0		
		財対分	60%	95%	50%	80%		7,200	11,400	3,600	9,120	-5,520			
	都市計画(花畑立体 交差)	本来分	55%	55%			400,000	200,000	110,000	110,000	25,000	40,000	-15,000		
		財対分	30%	30%	0%	0%		60,000	60,000	0	0	0	0		
	都市計画(関連側道 駅広)	本来分	25%	25%	50%	80%		50,000	50,000	25,000	40,000	-15,000			
		財対分	55%	55%			402,200	0	221,200	221,200	50,300	80,480	-30,180		
	都市計画(東合川野 伏間線)	本来分	30%	30%	0%	0%		120,600	120,600	0	0	0	0		
		財対分	25%	25%	50%	80%		100,600	100,600	50,300	80,480	-30,180			
	臨時 拡大分	道路(本町梅満C2)	本来分	55%	55%			18,000	9,900	9,900	2,250	3,600	-1,350		
		財対分	30%	30%	0%	0%		5,400	5,400	0	0	0	0		
義務教育債	大規模改 造	単独	25%	25%	50%	80%		4,500	4,500	2,250	3,600	-1,350			
		財対分	55%	55%			370,000	85,000	156,700	156,700	35,600	56,960	-21,360		
	増築	補助(プール)	本来分	30%	30%	0%	0%		85,500	85,500	0	0	0		
		財対分	25%	25%	50%	80%		71,200	71,200	35,600	56,960	-21,360			
	臨時 拡大分	道路(本町梅満C2)	本来分	40%	40%			80,000	44,000	14,400	14,400	7,200	11,520	-4,320	
		財対分	0%	0%	0%	0%		0	0	0	0	0	0		
	一般廃棄物処理事業	大規模改 造	単独	40%	40%	50%	80%		14,400	14,400	7,200	11,520	-4,320		
			財対分	75%	75%	30%	50%		719,300	719,300	215,790	359,650	-143,860		
		増築	補助(プール)	本来分	75%	75%	30%	30%		31,900	31,900	9,570	9,570	0	
			財対分	15%	20%	50%	100%		6,400	8,500	3,200	8,500	-5,300		
		補助	重点化分	本来分	90%	95%			469,182	117,296	316,600	334,300	158,300	202,400	-44,100
			財対分	75%	75%	50%	50%		263,800	263,800	131,900	131,900	0	0	
		補助	重点化分	本来分	15%	20%	50%	100%		52,800	70,500	26,400	70,500	-44,100	
			財対分	90%	95%			486,562	0	437,900	462,200	218,950	279,750	-60,800	
一般		公園緑地	単独	75%	75%	30%	50%		719,300	719,300	215,790	359,650	-143,860		
			財対分	0%	0%	0%	0%		0	0	0	0	0		
		増築	補助(プール)	本来分	75%	75%	30%	30%		31,900	31,900	9,570	9,570	0	
			財対分	15%	20%	50%	100%		6,400	8,500	3,200	8,500	-5,300		
		補助	重点化分	本来分	90%	95%			469,182	117,296	316,600	334,300	158,300	202,400	-44,100
			財対分	75%	75%	50%	50%		263,800	263,800	131,900	131,900	0	0	
	補助	重点化分	本来分	15%	20%	50%	100%		52,800	70,500	26,400	70,500	-44,100		
		財対分	90%	95%			486,562	0	437,900	462,200	218,950	279,750	-60,800		
	単独	公園緑地	単独	75%	75%	20%	30%		185,000	80,000	78,700	78,700	15,740	23,610	-7,870
			財対分	75%	75%	20%	30%		306,000	129,000	132,700	132,700	26,540	39,810	-13,270
		住宅地関連	新幹線負担金	90%	90%	50%	50%		40,000	0	36,000	36,000	18,000	18,000	0
			その他												
		地域活性化事業	循環型社会(農道一般)	75%	75%	30%	30%		63,800	8,000	41,800	41,800	12,540	12,540	0
			循環型社会(用排水路一般)	75%	75%	30%	0%		82,900	9,600	54,900	54,900	16,470	0	16,470
都市再生		公園(一般)	75%	75%	30%	40%		96,440	0	71,200	71,200	21,360	28,480	-7,120	
		防災対策事業(緊防)	75%	90%	30%	50%		84,819	0	63,600	76,300	19,080	38,150	-19,070	
地域総合整備事業(継続事業)		中心市街地	あけふのれい交流広場	90%	90%			2,607,593	0	2,346,800	2,346,800	1,124,117	1,124,117	0	
		特別分	90%	90%	30% 55%	30% 55%	48%		2,346,800	2,346,800	1,124,117	1,124,117	0		
臨時地方道		一般分	特別・財対分	0%	0%	100%	100%		0	0	0	0	0		
		通常分	75%	75%	30%	30%			2,032,300	2,032,300	609,690	609,690	0		
臨時河川		一般分	通常分	90%	90%			326,700	294,000	294,000	98,000	166,355	-68,355		
		財対分	75%	75%	30%	30%			245,000	245,000	73,500	117,355	-43,855		
臨時河川	一般分	財対分	15%	15%	50%	100%		49,000	49,000	24,500	49,000	-24,500			
	一般分	95%	95%	30%	30%			254,600	254,600	76,380	76,380	0			

		90%	90%				227,215		204,500	204,500	68,170	115,722	-47,552		
	特定分	通常分	75%	75%	30%	30% 55%	~	48%	170,400	170,400	51,120	81,622	-30,502		
		財対分	15%	15%	50%	100%			34,100	34,100	17,050	34,100	-17,050		
	臨時高等学校整備事業		95%	95%	40%	40%			201,263	0	191,200	191,200	76,480	76,480	0
	一般会計出資債		100%	100%	45%	50%			78,400	78,400	78,400	35,280	39,200	-3,920	
	臨時財政対策債		100%	100%	100%	100%			2,040,000	2,040,000	2,040,000	2,040,000	2,040,000	0	
	減税補てん債		100%	100%	100%	100%			431,000	431,000	431,000	431,000	431,000	0	
	合 計								10,057,124	706,176	10,396,300	10,456,100	5,421,507	5,909,354	-487,847

柳川市

区分	充当率		交付税算入率				総事業費 A	国県補助 B	H14年度起 債額 C	H13年度 起債額 D	H14年度交 付税算入額 E	H13年度交 付税算入額 F	交付税への 算入減少額 G=E-F			
	H14	H13	H14	H13												
一般 公共 事業	通常	潜水防除事業負担金	90%	95%			46,960	11,000	4,696	7,044	2,348	5,635	-3,287			
		本来分	80%	80%	0%	0%			0	0	0	0	0			
		財対分	10%	15%	50%	80%			4,696	7,044	2,348	5,635	-3,287			
	通常	漁港改修事業	90%	95%			125,000	93,750	112,250	29,600	9,375	23,680	-14,305			
		本来分	30%	0%	0%	0%			93,500	0	0	0	0			
		財対分	60%	95%	50%	80%			18,750	29,600	9,375	23,680	-14,305			
	通常	沖旗漁港広域漁港整備事業負担金	90%	95%			30,000	0	27,000	28,500	9,000	22,800	-13,800			
		本来分	30%	0%	0%	0%			9,000	0	0	0	0			
		財対分	60%	95%	50%	80%			18,000	28,500	9,000	22,800	-13,800			
	通常	海岸高潮対策事業負担金	90%	95%			48,800	0	43,900	46,300	14,640	21,472	-6,832			
		本来分	30%	40%	0%	0%			14,620	19,460	0	0	0			
		財対分	60%	55%	50%	80%			29,280	26,840	14,640	21,472	-6,832			
	通常	矢部川下流地区県営農村総合整備事業	90%	95%			19,005	0	17,100	18,000	5,702	12,500	-6,798			
		本来分	30%	20%	0%	30%			5,697	3,800	0	1,140	-1,140			
財対分		60%	75%	50%	80%			11,403	14,200	5,702	11,360	-5,658				
通常	基幹水利施設補修事業負担金	90%	95%			22,050	0	19,800	20,900	6,615	14,520	-7,905				
	本来分	30%	20%	0%	30%			6,570	4,400	0	1,320	-1,320				
	財対分	60%	75%	50%	80%			13,230	16,500	6,615	13,200	-6,585				
義務 教育 債	大規模改造補助	75%	75%			119,500	36,500	62,200	62,200	0	0	0				
	本来分	75%	75%	0%	0%			62,200	62,200	0	0	0				
	財対分	0%	0%	0%	0%			0	0	0	0	0				
義務 教育 債	増築補助	90%	95%			49,173	16,300	29,500	31,100	9,830	13,880	-4,050				
	本来分	75%	75%	30%	30%			24,600	24,600	7,380	7,380	0				
	財対分	15%	20%	50%	100%			4,900	6,500	2,450	6,500	-4,050				
一 般 単 独	地域総合整備事業(継続事業)															
	ふるさとづくり	戸島邸保存修理事業	75%	75%	30%	30% 55%	~	~	54%	45,814		34,300	34,300	18,522	18,522	0
		特別分	75%	75%	30%	30% 55%	~	~	54%			34,300	34,300	18,522	18,522	0
		特別・財対分	15%	15%	100%	100%					0	0	0	0	0	
		晴天浜線街路事業負担金	90%	90%			10,000		7,500	7,500	4,050	4,050	0	0		
		特別分	75%	75%	30%	30% 55%	~	~	54%			7,500	7,500	4,050	4,050	0
		特別・財対分	15%	15%	100%	100%					0	0	0	0	0	
	図書館蒲池分館建設事業	図書	90%	90%			70,164		52,600	52,600	28,404	28,404	0	0		
		特別分	75%	75%	30%	30% 55%	~	~	54%			52,600	52,600	28,404	28,404	0
	特別・財対分	15%	15%	100%	100%					0	0	0	0	0		
	防災対策事業	消防施設整備事業	75%	75%	30%	0%	6,000	0	4,500	4,500	1,350	0	1,350	0		
	臨時 地方 道	一般分	30%	30%	30%	30%	204,300		194,000	194,000	58,200	58,200	0	0		
		特定分	通常分	90%	90%	30%	30% 55%	~	~	382,000		343,800	343,800	114,600	212,010	-97,410
		財対分	75%	75%	50%	100%			286,500	286,500	85,950	154,710	-68,760			
								57,300	57,300	28,650	57,300	-28,650				

上水道事業	県南広域水道企業団	100%	100%	45%	50%		34,400		34,400	34,400	15,480	17,200	-1,720
臨時財政対策債		100%	100%	100%	100%		350,000		350,000	350,000	350,000	350,000	0
減税補てん債		100%	100%	100%	100%		50,000		50,000	50,000	50,000	50,000	0
合 計							1,613,166	157,550	1,387,546	1,314,744	698,116	852,873	-154,757

筑後市

区 分		充当率		交付税算入率		総事業費 A	国県補助 B	H14年度起 債額 C	H13年度 起債額 D	H14年度交 付税算入額 E	H13年度交 付税算入額 F	交付税への 算入減少額 G=E-F		
		H14	H13	H14	H13									
現年度災害復旧事業		公共土 木	100%	100%	95%	95%	2,100		2,100	2,100	1,995	1,995	0	
義務 教	補助	松原小学校運動施設 等整備	本来分	90%	95%			64,478	21,492	38,600	40,800	25,810	33,259	-7,449
			財対分	75%	75%	70%	70%			32,200	32,300	22,610	22,610	0
			当該事業年度 補正	15%	20%	50%	100%			6,400	8,500	3,200	8,500	-5,300
						0%	5%						2,149	-2,149
一 般 単	地域総合整備事業(継続事業)													
	羽 塚 西 側 広 場	犬 塚 特 別 分	90%	90%			276,000		248,400	248,400	148,212	148,212	0	
		特別分	75%	75%	30 55%	30 55%	51.6%		207,000	207,000	106,812	106,812	0	
		特別・ 財対分	15%	15%	100%	100%			41,400	41,400	41,400	41,400	0	
	市 民 の 森 公 園 整 備	特別分	90%	90%			277,700		249,900	249,900	149,083	149,083	0	
		特別分	75%	75%	30 55%	30 55%	51.6%		208,300	208,300	107,483	107,483	0	
		特別・ 財対分	15%	15%	100%	100%			41,600	41,600	41,600	41,600	0	
	西 部 地 区 公 園 整 備	特別分	90%	90%			66,900		60,200	60,200	35,903	35,903	0	
		特別分	75%	75%	30 55%	30 55%	51.6%		50,200	50,200	25,903	25,903	0	
		特別・ 財対分	15%	15%	100%	100%			10,000	10,000	10,000	10,000	0	
	井 原 堤 辺 水 公 園 遊 歩 道	特別分	90%	90%			81,700		73,500	73,500	43,831	43,831	0	
		特別分	75%	75%	30 55%	30 55%	51.6%		61,300	61,300	31,631	31,631	0	
特別・ 財対分		15%	15%	100%	100%			12,200	12,200	12,200	12,200	0		
地域活性化事業		防火水槽	75%	85%	30%	30 55%	51.6%	16,800	0	12,600	12,600	3,780	6,502	-2,722
独	臨時地方道													
	一般分		95%	95%	30%	30%	360,000		342,000	342,000	102,600	102,600	0	
				90%	90%			100,000		698,400	90,000	30,000	53,700	-23,700
	特定分	通常分	75%	75%	30%	30 55%	51.6%		75,000	75,000	22,500	38,700	-16,200	
財対分		15%	15%	50%	100%			15,000	15,000	7,500	15,000	-7,500		
一般会計出資債			100%	100%	45%	50%	18,000		18,000	18,000	8,100	9,000	-900	
臨時財政対策債			100%	100%	100%	100%	447,600		447,600	447,600	447,600	447,600	0	
減税補てん債			100%	100%	100%	100%	68,500		68,500	68,500	68,500	68,500	0	
合 計							1,779,778	21,492	2,259,800	1,653,600	1,065,414	1,100,185	-34,771	

大川市

区 分		充当率		交付税算入率		総事業費 A	国県補助 B	H14年度起 債額 C	H13年度 起債額 D	H14年度交 付税算入額 E	H13年度交 付税算入額 F	交付税への 算入減少額 G=E-F	
		H14	H13	H14	H13								
一 般 公 共 事 業	通常	都市計画街路(堤上 野線)	55%	55%			20,000	10,000	5,500	5,500	1,250	2,000	-750
		本来分	30%	30%	0%	0%			3,000	3,000	0	0	0
		財対分	25%	25%	50%	80%			2,500	2,500	1,250	2,000	-750
	都市計画都市下水路 (向島ポンプ場改 築)	特別分	90%	95%			63,000	25,200	20,700	20,700	4,700	7,520	-2,820
		本来分	30%	20%	0%	0%			11,300	11,300	0	0	0
		財対分	60%	75%	50%	80%			9,400	9,400	4,700	7,520	-2,820

			90%	95%				130,000	97,500	29,200	30,800	9,750	24,640	-14,890	
		水産基盤（漁港漁場機能高度化）	本来分	30%	40%	0%	30%			9,700	0	0	0	0	
			財対分	60%	55%	50%	80%			19,500	30,800	9,750	24,640	-14,890	
一般	地域総合整備事業（継続事業）	小保酒見線景観整備	一般分	75%	75%			2,750	0	2,000	2,000	1,050	1,050	0	
			特別分	0%	0%	0%	0%			0	0	0	0	0	
			特別・財対分	75%	75%	30% 55%	30% 55%	52.5%			2,000	2,000	1,050	1,050	0
			特別・財対分	15%	15%	100%	100%				0	0	0	0	0
単独	臨時地方道	一般分	通常分	95%	95%	30%	30%	210,000		195,000	195,000	58,500	58,500	0	
			財対分	90%	90%			300,000		698,400	270,000	90,000	163,125	-73,125	
			通常分	75%	75%	30% 55%	30% 55%	53%			225,000	225,000	67,500	118,125	-50,625
			財対分	15%	15%	50%	100%				45,000	45,000	22,500	45,000	-22,500
一般会計出資債			100%	100%	45%	50%	48,100		48,100	48,100	21,645	24,050	-2,405		
臨時財政対策債			100%	100%	100%	100%	411,900		411,900	411,900	411,900	411,900	0		
減税補てん債			100%	100%	100%	100%	48,500		48,500	48,500	48,500	48,500	0		
合 計							1,234,250	132,700	1,459,300	1,032,500	647,295	741,285	-93,990		

小郡市

区 分	充当率		交付税算入率		総事業費 A	国県補助 B	H14年度起 債額 C	H13年度 起債額 D	H14年度交 付税算入額 E	H13年度交付 税算入額 F	交付税への 算入減少額 G=E-F			
	H14	H13	H14	H13										
一般 公共事業	都市計画街路事業		55%	55%		35,333	11,000	13,300	13,300	3,000	4,800	-1,800		
		本来分	30%	30%	0%	0%		7,300	7,300	0	0	0		
		財対分	25%	25%	50%	80%			6,000	6,000	3,000	4,800	-1,800	
			90%	95%			6,100		5,400	5,800	1,800	3,990	-2,190	
	通常 農業農村	本来分	30%	20%	0%	30%		1,800	1,300	0	390	-390		
		財対分	60%	75%	50%	80%		3,600	4,500	1,800	3,600	-1,800		
			90%	95%			28,020		25,200	26,600	8,400	15,680	-7,280	
		本来分	30%	40%	0%	30%		8,400	11,200	0	3,360	-3,360		
	臨時 拡大分	農地防災 (ため池)	財対分	60%	55%	50%	80%		16,800	15,400	8,400	12,320	-3,920	
				90%	95%			17,250		15,500	16,300	5,150	13,040	-7,890
農道整備事業 (農業農村)		本来分	30%	0%	0%	30%		5,200	0	0	0	0		
		財対分	60%	95%	50%	80%		10,300	16,300	5,150	13,040	-7,890		
道路整備事業	本来分	40%	40%			120,000	60,000	24,000	24,000	12,000	19,200	-7,200		
	財対分	0%	0%	0%	0%			0	0	0	0	0		
現年度災害復旧事業			公共土木	100%	100%	95%	95%	500	333	100	100	95	0	
			農業施設	80%	80%	95%	95%	1,762	1,145	400	400	380	380	0
義務 教債	大規模改造 単独		75%	75%			159,970		119,400	119,400	35,820	59,700	-23,880	
		本来分	75%	75%	30%	50%		159,970		119,400	119,400	35,820	59,700	-23,880
		財対分	0%	0%	0%	0%								
一 般	住宅地関連 (公園 促進)		75%	75%	30%	30%	284,500	106,250	133,600	133,600	40,080	40,080	0	
		その他	75%	75%	0%	0%	68,000		38,200	38,200	0	0	0	
	地域総合整備事業（継続事業）													
	ふるさとづくり	保健 福祉 セン ター	一般分	75%	75%			1,197,900		937,000	937,000	501,435	501,435	0
			特別分	0%	0%	0%	0%			16,900	16,900	0	0	0
			特別・財対分	75%	75%	30% 55%	30% 55%	53%			881,400	881,400	462,735	462,735
	福 童 多 目 的 広	福 童 多 目 的 広	特別・財対分	15%	15%	100%	100%			38,700	38,700	38,700	38,700	0
特別分			90%	90%			165,529		148,900	148,900	89,953	89,953	0	
		特別分	75%	75%	30% 55%	30% 55%	53%			124,100	124,100	65,153	65,153	0

単	場	特別・財対分	15%	15%	100%	100%			24,800	24,800	24,800	24,800	0	
			90%	90%				50,000		45,000	45,000	27,188	27,188	0
		今朝丸園	特別分	75%	75%	30~55%	30~55%	53%		37,500	37,500	19,688	19,688	0
			特別・財対分	15%	15%	100%	100%			7,500	7,500	7,500	7,500	0
		防災対策事業	防火水槽	75%	85%	30~55%	30~55%	53%	12,000	9,000	9,000	2,700	4,725	-2,025
		臨時地方道												
		一般分		95%	95%	30%	30%		228,400	217,000	217,000	65,100	65,100	0
				90%	90%				776,000	698,400	698,400	232,800	421,950	-189,150
		特定分	通常分	75%	75%	30~55%	30~55%	53%		582,000	582,000	174,600	305,550	-130,950
			財対分	15%	15%	50%	100%			116,400	116,400	58,200	116,400	-58,200
一般会計出資債			100%	100%	45%	50%		95,400	95,400	95,400	42,930	47,700	-4,770	
臨時財政対策債			100%	100%	100%	100%		537,000	537,000	537,000	537,000	537,000	0	
減税補てん債			100%	100%	100%	100%		80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	0	
合 計							3,863,664	178,728	3,142,800	3,145,400	1,685,830	1,932,015	-246,185	

黒木町

区 分	充当率		交付税算入率			総事業費 A	国県補助 B	H14年度起 債額 C	H13年度 起債額 D	H14年度交 付税算入額 E	H13年度交 付税算入額 F	交付税への 算入減少額 G=E-F
	H14	H13	H14	H13								
辺地対策事業債	100%	100%	80%	80%		150,000		150,000	150,000	120,000	120,000	0
過疎対策事業債	100%	100%	70%	70%		846,539	225,722	550,000	550,000	385,000	385,000	0
一般単独事業債	自然災害防止	100%	100%	28.7~57	28.7~57	32.5%	6,000	6,000	6,000	1,950	1,950	0
臨時財政対策債		100%	100%	100%	100%		170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	0
合 計						1,172,539	225,722	876,000	876,000	676,950	676,950	0

資料 2

留保財源率の見直しに伴うシミュレーション

(単位：百万円)

市町村名	13年度 普通交付税	基準財政 収入額 (引き下げ 後)	シミュレーション1			シミュレーション2		
			基準財政需 要額 (計算後)	普通交付税 (計算後)	増減額	基準財政需 要額 (計算後)	普通交付税 (計算後)	増減額
北九州市	81,075	127,783	209,114	81,331	256	210,200	82,417	1,342
福岡市	74,916	194,767	272,875	78,108	3,192	271,206	76,439	1,523
大牟田市	12,485	11,696	24,221	12,525	40	24,299	12,603	118
久留米市	9,971	24,886	35,279	10,393	422	35,319	10,433	462
直方市	5,212	5,095	10,276	5,181	△ 31	10,264	5,169	△ 43
飯塚市	7,383	7,237	14,625	7,388	5	14,565	7,328	△ 55
田川市	7,566	4,361	11,875	7,514	△ 52	11,796	7,435	△ 131
柳川市	4,367	2,806	7,064	4,258	△ 109	7,095	4,289	△ 78
山田市	2,495	560	3,000	2,440	△ 55	3,008	2,448	△ 47
甘木市	2,325	5,010	7,351	2,341	16	7,387	2,377	52
八女市	3,357	3,295	6,607	3,312	△ 45	6,649	3,354	△ 3
筑後市	3,068	4,552	7,634	3,082	14	7,644	3,092	24
大川市	3,224	3,572	6,762	3,190	△ 34	6,797	3,225	1
行橋市	5,050	5,467	10,478	5,011	△ 39	10,554	5,087	37
豊前市	3,319	2,552	5,805	3,253	△ 66	5,835	3,283	△ 36
中間市	5,288	3,358	8,609	5,251	△ 37	8,551	5,193	△ 95
小郡市	4,269	4,825	9,064	4,239	△ 30	9,053	4,228	△ 41
筑紫野市	4,751	8,927	13,786	4,859	108	13,757	4,830	79
春日市	6,466	8,901	15,463	6,562	96	15,321	6,420	△ 46
大野城市	5,517	8,791	14,346	5,555	38	14,238	5,447	△ 70
宗像市	5,404	7,213	12,646	5,433	29	12,609	5,396	△ 8
太宰府市	4,409	6,010	10,431	4,421	12	10,379	4,369	△ 40
前原市	5,260	5,151	10,321	5,170	△ 90	10,331	5,180	△ 80
古賀市	3,666	5,232	8,924	3,692	26	8,914	3,682	16
那珂川町	3,371	4,067	7,442	3,375	4	7,437	3,370	△ 1
宇美町	3,033	2,766	5,790	3,024	△ 9	5,763	2,997	△ 36
篠栗町	2,455	2,257	4,683	2,426	△ 29	4,691	2,434	△ 21
志免町	1,915	3,568	5,519	1,951	36	5,525	1,957	42

須恵町	2,057	2,023	4,072	2,049	△ 8	4,067	2,044	△ 13
新宮町	1,077	2,879	3,992	1,113	36	4,005	1,126	49
久山町	1,038	1,123	2,136	1,013	△ 25	2,137	1,014	△ 24
粕屋町	1,793	3,844	5,695	1,851	58	5,668	1,824	31
福間町	2,519	3,481	5,988	2,507	△ 12	6,022	2,541	22
津屋崎町	1,919	1,068	2,915	1,847	△ 72	2,927	1,859	△ 60
玄海町	1,702	805	2,429	1,624	△ 78	2,453	1,648	△ 54
大島村	601	61	622	561	△ 40	631	570	△ 31
芦屋町	1,996	1,060	3,026	1,966	△ 30	3,022	1,962	△ 34
水巻町	2,699	2,190	4,864	2,674	△ 25	4,865	2,675	△ 24
岡垣町	2,778	2,328	5,076	2,748	△ 30	5,065	2,737	△ 41
遠賀町	1,660	1,667	3,298	1,631	△ 29	3,307	1,640	△ 20
小竹町	1,731	654	2,336	1,682	△ 49	2,349	1,695	△ 36
鞍手町	2,322	1,604	3,876	2,272	△ 50	3,886	2,282	△ 40
宮田町	1,763	2,759	4,532	1,773	10	4,535	1,776	13
若宮町	1,954	919	2,803	1,884	△ 70	2,815	1,896	△ 58
桂川町	2,365	1,010	3,314	2,304	△ 61	3,316	2,306	△ 59
稲築町	2,655	1,146	3,720	2,574	△ 81	3,744	2,598	△ 57
碓井町	1,631	359	1,939	1,580	△ 51	1,931	1,572	△ 59
嘉穂町	2,281	690	2,898	2,208	△ 73	2,911	2,221	△ 60
筑穂町	1,938	861	2,741	1,880	△ 58	2,739	1,878	△ 60
穂波町	2,430	2,128	4,519	2,391	△ 39	4,538	2,410	△ 20
庄内町	1,429	965	2,362	1,397	△ 32	2,378	1,413	△ 16
颯田町	1,379	509	1,839	1,330	△ 49	1,853	1,344	△ 35
杷木町	1,670	674	2,300	1,626	△ 44	2,313	1,639	△ 31
朝倉町	1,933	753	2,609	1,856	△ 77	2,612	1,859	△ 74
三輪町	1,540	1,044	2,531	1,487	△ 53	2,543	1,499	△ 41
夜須町	1,654	1,492	3,090	1,598	△ 56	3,112	1,620	△ 34
小石原村	587	75	629	554	△ 33	640	565	△ 22
宝珠山村	856	96	916	820	△ 36	928	832	△ 24
二丈町	1,858	974	2,759	1,785	△ 73	2,784	1,810	△ 48
志摩町	2,395	1,320	3,640	2,320	△ 75	3,651	2,331	△ 64
吉井町	2,044	1,232	3,207	1,975	△ 69	3,222	1,990	△ 54
田主丸町	2,340	1,634	3,889	2,255	△ 85	3,929	2,295	△ 45
浮羽町	2,550	1,183	3,631	2,448	△ 102	3,663	2,480	△ 70

北野町	2,072	1,266	3,293	2,027	△ 45	3,314	2,048	△ 24
大刀洗町	1,813	1,182	2,950	1,768	△ 45	2,953	1,771	△ 42
城島町	1,872	977	2,785	1,808	△ 64	2,790	1,813	△ 59
大木町	1,405	1,166	2,527	1,361	△ 44	2,547	1,381	△ 24
三瀨町	1,540	1,159	2,646	1,487	△ 53	2,671	1,512	△ 28
黒木町	3,469	1,034	4,320	3,286	△ 183	4,379	3,345	△ 124
上陽町	1,513	318	1,768	1,450	△ 63	1,787	1,469	△ 44
立花町	2,656	776	3,282	2,506	△ 150	3,324	2,548	△ 108
広川町	1,720	1,776	3,467	1,691	△ 29	3,483	1,707	△ 13
矢部村	1,349	177	1,445	1,268	△ 81	1,470	1,293	△ 56
星野村	1,737	240	1,906	1,666	△ 71	1,927	1,687	△ 50
瀬高町	2,798	1,797	4,512	2,715	△ 83	4,537	2,740	△ 58
大和町	2,313	1,142	3,368	2,226	△ 87	3,402	2,260	△ 53
三橋町	1,634	1,588	3,181	1,593	△ 41	3,206	1,618	△ 16
山川町	1,246	372	1,558	1,186	△ 60	1,575	1,203	△ 43
高田町	2,294	1,113	3,309	2,196	△ 98	3,335	2,222	△ 72
香春町	1,987	917	2,851	1,934	△ 53	2,852	1,935	△ 52
添田町	3,088	721	3,715	2,994	△ 94	3,719	2,998	△ 90
金田町	1,832	406	2,193	1,787	△ 45	2,184	1,778	△ 54
糸田町	1,923	497	2,371	1,874	△ 49	2,365	1,868	△ 55
川崎町	4,075	1,127	5,124	3,997	△ 78	5,091	3,964	△ 111
赤池町	1,782	553	2,285	1,732	△ 50	2,285	1,732	△ 50
方城町	1,908	486	2,345	1,859	△ 49	2,331	1,845	△ 63
大任町	1,590	378	1,922	1,544	△ 46	1,917	1,539	△ 51
赤村	1,216	196	1,367	1,171	△ 45	1,373	1,177	△ 39
苅田町	0	5,237	4,868	0	0	4,911	0	0
犀川町	2,160	495	2,567	2,072	△ 88	2,586	2,091	△ 69
勝山町	1,178	654	1,793	1,139	△ 39	1,815	1,161	△ 17
豊津町	1,608	582	2,138	1,556	△ 52	2,148	1,566	△ 42
椎田町	2,266	962	3,125	2,163	△ 103	3,145	2,183	△ 83
吉富町	813	829	1,632	803	△ 10	1,641	812	△ 1
築城町	2,020	564	2,493	1,929	△ 91	2,529	1,965	△ 55
新吉富村	953	339	1,253	914	△ 39	1,260	921	△ 32
大平村	1,460	260	1,657	1,397	△ 63	1,678	1,418	△ 42

(単位：百万円)

市町村名	13年度 普通交付税	基準財政 収入額 (引き下げ 後)	シミュレーション3			シミュレーション4		
			基準財政需 要額 (計算後)	普通交付税 (計算後)	増減額	基準財政需 要額 (計算後)	普通交付税 (計算後)	増減額
北九州市	81,075	127,783	209,038	81,255	180	210,485	82,702	1,627
福岡市	74,916	194,767	271,626	76,859	1,943	269,786	75,019	103
大牟田市	12,485	11,696	24,294	12,598	113	24,371	12,675	190
久留米市	9,971	24,886	35,443	10,557	586	35,438	10,552	581
直方市	5,212	5,095	10,287	5,192	△ 20	10,266	5,171	△ 41
飯塚市	7,383	7,237	14,579	7,342	△ 41	14,513	7,276	△ 107※
田川市	7,566	4,361	11,766	7,405	△ 161	11,696	7,335	△ 231
柳川市	4,367	2,806	7,132	4,326	△ 41	7,150	4,344	△ 23
山田市	2,495	560	2,996	2,436	△ 59	3,008	2,448	△ 47
甘木市	2,325	5,010	7,421	2,411	86	7,444	2,434	109
八女市	3,357	3,295	6,681	3,386	29	6,711	3,416	59※
筑後市	3,068	4,552	7,685	3,133	65	7,679	3,127	59
大川市	3,224	3,572	6,835	3,263	39	6,856	3,284	60※
行橋市	5,050	5,467	10,534	5,067	17	10,616	5,149	99※
豊前市	3,319	2,552	5,854	3,302	△ 17	5,878	3,326	7※
中間市	5,288	3,358	8,572	5,214	△ 74	8,506	5,148	△ 140
小郡市	4,269	4,825	9,088	4,263	△ 6	9,065	4,240	△ 29
筑紫野市	4,751	8,927	13,773	4,846	95	13,737	4,810	59
春日市	6,466	8,901	15,378	6,477	11	15,216	6,315	△ 151※
大野城市	5,517	8,791	14,299	5,508	△ 9	14,168	5,377	△ 140※
宗像市	5,404	7,213	12,657	5,444	40	12,603	5,390	△ 14※
太宰府市	4,409	6,010	10,423	4,413	4	10,355	4,345	△ 64※
前原市	5,260	5,151	10,361	5,210	△ 50	10,360	5,209	△ 51
古賀市	3,666	5,232	8,956	3,724	58	8,930	3,698	32
那珂川町	3,371	4,067	7,474	3,407	36	7,456	3,389	18※
宇美町	3,033	2,766	5,786	3,020	△ 13	5,751	2,985	△ 48
篠栗町	2,455	2,257	4,716	2,459	4	4,715	2,458	3※
志免町	1,915	3,568	5,552	1,984	69	5,548	1,980	65
須恵町	2,057	2,023	4,085	2,062	5	4,073	2,050	△ 7※
新宮町	1,077	2,879	4,012	1,133	56	4,021	1,142	65

久山町	1,038	1,123	2,153	1,030	△ 8	2,147	1,024	△ 14
粕屋町	1,793	3,844	5,689	1,845	52	5,654	1,810	17
福間町	2,519	3,481	6,051	2,570	51	6,074	2,593	74※
津屋崎町	1,919	1,068	2,950	1,882	△ 37	2,954	1,886	△ 33
玄海町	1,702	805	2,469	1,664	△ 38	2,487	1,682	△ 20
大島村	601	61	623	562	△ 39	635	574	△ 27
芦屋町	1,996	1,060	3,035	1,975	△ 21	3,026	1,966	△ 30
水巻町	2,699	2,190	4,884	2,694	△ 5	4,877	2,687	△ 12
岡垣町	2,778	2,328	5,081	2,753	△ 25	5,064	2,736	△ 42
遠賀町	1,660	1,667	3,330	1,663	3	3,331	1,664	4※
小竹町	1,731	654	2,337	1,683	△ 48	2,353	1,699	△ 32
鞍手町	2,322	1,604	3,889	2,285	△ 37	3,897	2,293	△ 29
宮田町	1,763	2,759	4,532	1,773	10	4,535	1,776	13
若宮町	1,954	919	2,805	1,886	△ 68	2,820	1,901	△ 53
桂川町	2,365	1,010	3,281	2,271	△ 94	3,294	2,284	△ 81
稲築町	2,655	1,146	3,748	2,602	△ 53	3,771	2,625	△ 30
碓井町	1,631	359	1,916	1,557	△ 74	1,912	1,553	△ 78
嘉穂町	2,281	690	2,883	2,193	△ 88	2,906	2,216	△ 65
筑穂町	1,938	861	2,732	1,871	△ 67	2,733	1,872	△ 66
穂波町	2,430	2,128	4,550	2,422	△ 8	4,565	2,437	7※
庄内町	1,429	965	2,365	1,400	△ 29	2,385	1,420	△ 9
颯田町	1,379	509	1,856	1,347	△ 32	1,868	1,359	△ 20
杷木町	1,670	674	2,291	1,617	△ 53	2,311	1,637	△ 33
朝倉町	1,933	753	2,632	1,879	△ 54	2,627	1,874	△ 59
三輪町	1,540	1,044	2,562	1,518	△ 22	2,568	1,524	△ 16
夜須町	1,654	1,492	3,127	1,635	△ 19	3,144	1,652	△ 2
小石原村	587	75	633	558	△ 29	646	571	△ 16
宝珠山村	856	96	903	807	△ 49	924	828	△ 28
二丈町	1,858	974	2,798	1,824	△ 34	2,818	1,844	△ 14
志摩町	2,395	1,320	3,671	2,351	△ 44	3,675	2,355	△ 40
吉井町	2,044	1,232	3,247	2,015	△ 29	3,253	2,021	△ 23
田主丸町	2,340	1,634	3,961	2,327	△ 13	3,990	2,356	16※
浮羽町	2,550	1,183	3,664	2,481	△ 69	3,696	2,513	△ 37
北野町	2,072	1,266	3,332	2,066	△ 6	3,346	2,080	8※
大刀洗町	1,813	1,182	2,971	1,789	△ 24	2,967	1,785	△ 28

城島町	1,872	977	2,811	1,834	△ 38	2,808	1,831	△ 41
大木町	1,405	1,166	2,568	1,402	△ 3	2,580	1,414	9
三瀨町	1,540	1,159	2,694	1,535	△ 5	2,711	1,552	12
黒木町	3,469	1,034	4,351	3,317	△ 152	4,419	3,385	△ 84
上陽町	1,513	318	1,769	1,451	△ 62	1,795	1,477	△ 36
立花町	2,656	776	3,347	2,571	△ 85	3,381	2,605	△ 51
広川町	1,720	1,776	3,501	1,725	5	3,511	1,735	15
矢部村	1,349	177	1,435	1,258	△ 91	1,472	1,295	△ 54
星野村	1,737	240	1,891	1,651	△ 86	1,924	1,684	△ 53
瀬高町	2,798	1,797	4,567	2,770	△ 28	4,582	2,785	△ 13
大和町	2,313	1,142	3,429	2,287	△ 26	3,453	2,311	△ 2
三橋町	1,634	1,588	3,231	1,643	9	3,248	1,660	26
山川町	1,246	372	1,589	1,217	△ 29	1,601	1,229	△ 17
高田町	2,294	1,113	3,360	2,247	△ 47	3,377	2,264	△ 30
香春町	1,987	917	2,863	1,946	△ 41	2,860	1,943	△ 44
添田町	3,088	721	3,675	2,954	△ 134	3,693	2,972	△ 116
金田町	1,832	406	2,162	1,756	△ 76	2,161	1,755	△ 77
糸田町	1,923	497	2,367	1,870	△ 53	2,361	1,864	△ 59
川崎町	4,075	1,127	5,013	3,886	△ 189	5,006	3,879	△ 196
赤池町	1,782	553	2,285	1,732	△ 50	2,284	1,731	△ 51
方城町	1,908	486	2,304	1,818	△ 90	2,299	1,813	△ 95
大任町	1,590	378	1,894	1,516	△ 74	1,896	1,518	△ 72
赤村	1,216	196	1,364	1,168	△ 48	1,372	1,176	△ 40
荻田町	0	5,237	4,920	0	0	4,960	0	0
犀川町	2,160	495	2,564	2,069	△ 91	2,590	2,095	△ 65
勝山町	1,178	654	1,812	1,158	△ 20	1,835	1,181	3
豊津町	1,608	582	2,144	1,562	△ 46	2,155	1,573	△ 35
椎田町	2,266	962	3,141	2,179	△ 87	3,162	2,200	△ 66
吉富町	813	829	1,654	825	12	1,659	830	17
築城町	2,020	564	2,526	1,962	△ 58	2,563	1,999	△ 21
新吉富村	953	339	1,269	930	△ 23	1,274	935	△ 18
大平村	1,460	260	1,656	1,396	△ 64	1,684	1,424	△ 36

※印はシミュレーションによって、交付税額がプラス・マイナスそれぞれに転じる団体を示す。

参考 1

地方分権推進委員会最終報告 一分権型社会の創造：その道筋―（抜粋）

平成13年6月14日

第3章 第2次分権改革の始動に向けて

―地方税財源の充実確保策についての提言―

IV 地方税源充実に対する国庫補助負担金、地方交付税等の改革

3 地方交付税の改革の方向

(1) 税源移譲による歳入中立の前提の下での地方税の充実に伴い、地方交付税の総額は減少が見込まれるが、地域間の税源の偏在により、財政力の格差が拡大する可能性があることから、財政力の格差を是正するという地方交付税制度の役割は依然として重要であると考えられる。

(2) これまで地方交付税は、国で定めた一定水準の行政サービスを国民が全国どこで生活しても享受できるようにし、その結果として地域社会の存立基盤を守ってきた。

その一方で、行政サービスと自己負担の間の緊張関係が損なわれ、地方歳出の拡大を招いているのではないかとの指摘がなされ、地方交付税を大きく縮小すべき、あるいは現行の地方交付税制度による財政調整は手厚すぎるものとなっているので、人口一人当たりの税収格差の是正レベルに留めるべきではないかとの指摘が行われている。

これらの指摘に関しては、地方交付税の主要な機能は、国や法令や予算により定めた政策を財源的に担保することであり、この財政需要は必ずしも人口比例ではない以上、一人当たりの税収格差是正では不十分であるという問題がある。このため、地方交付税の総量の縮小や配分基準の簡素化の議論は、法令による歳出や事務事業の義務付け、補助負担金等による国の関与の廃止・縮小と一体として検討していかなければならない。

(3) このような観点を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応して、地方交付税の算定については、次のような見直しが必要であると考えられる。

- 国による歳出や事務事業の義務付けの廃止・緩和を進めるとともに、地域の実情に即した地方公共団体の自主的・主体的な財政運営に資する方向で、基準財政需要額の算定方法のあり方の検討を行い、その一層の簡素化等の見直しを図るべきである。
- 事業費補正による算定については、対象事業の範囲を見直し、特に必要なものに重点化していくべきである。
- 行政運営の効率化・合理化の要請を的確に反映するよう見直しを図るべきである。
- 地方の課税努力、税源涵養努力、独自税源充実の自助努力を更に促すような仕組みの検討を行うべきである。

参考 2

「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（抄）

平成13年6月26日 閣議決定

第4章 個性ある地方の競争—自立した国・地方関係の確立

5. 地方財政にかかる制度の抜本改革

(1) 自らの選択と財源で効果的に施策を推進する方向に

事業の採否を検討する場合、地方が自らの財源を充てるのであれば、その事業に要する費用と効果を比べて事業を採択することとなる。しかし、現在は、特定の事業の地方負担を交付税で措置する仕組み（地方債の償還費を後年度に交付税措置する仕組み等）と補助金との組合せによって、事業の大半が賄われることも多い。そのため、地方の実質的負担が少ない事業にインセンティブを与え、地方が自分で効果的な事業を選択し、効率的に行っているという意欲を損なっている面がある。こうした地方の負担意識を薄める仕組みを縮小し、自らの選択と財源で効果的に施策を推進する方向に見直していくべきである。

また、段階補正（団体の規模に応じた交付税の配分の調整）が、合理化や効率化への意欲を弱めることにならないよう、その見直しを図るべきである。

(2) 地方交付税を客観的基準で調整する簡素な仕組みに

地域間には、経済力・財政力に大きな差がある。したがって、上記のような見直しを行う一方、財政力の低い自治体が自主的な歳出が行えるように交付税を交付することが必要である。今後、国の関与の廃止・縮小に対応して、できるだけ客観的かつ単純な基準で交付額を決定するような簡素な仕組みにしていくべきである。

参考 3

「平成14年度に向けての政策推進プラン」（抄）

平成13年8月30日 経済財政諮問会議提出

1. 国と地方を通ずる行財政改革を推進し、持続的発展への活力を回復

【地方税財政制度の改革】

(2) 地方財政構造改革プラン（抄）

[地方交付税の改革]

○地方公共団体の自主的・主体的な財政運営を促す方向で、

- ①事業費補正の縮小
- ②段階補正の見直し
- ③税収確保努力へのインセンティブ強化のため、留保財源率の見直し検討等の改革を行う。

参考 4

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」(抄)

平成14年6月25日 閣議決定

第4部 歳出の主要分野における構造改革

3 国と地方

- (1) 地方行財政改革については、これを強力かつ一体的に推進する必要がある。

先ず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。地方分権改革推進会議の調査審議も踏まえつつ、福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、年内を目途に結論を出す。

- (2) これを踏まえ、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後1年以内を目途にとりまとめる。

この改革案においては、国庫補助負担金について、「改革と展望」の期間中に数兆円規模の削減を目指す。同時に地方交付税の改革を行う。9割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正していく必要がある。

このため、この改革の中で、交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要であり、それをどの程度、また、どのように行うかについて議論を進め、上記の改革案に盛り込む。これらの改革とともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。

現在、地方においては約1.4兆円の財源不足が生じている。歳出削減や地方税の充実など様々な努力により、できるだけ早期にこれを解消し、その後は、交付税による財源保障への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

- (3) 改革の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、市町村合併へのさらに積極的な取り組みを促進する。

また、今後の地方行政体制のあり方について、地方分権や市町村合併の進展に応じた都道府県や市町村のあり方、団体規模に応じた事務や責任の配分（例えば、人口30万人以上の自治体には一層の仕事と責任を付与、小規模町村の場合は仕事と責任を小さくし都道府県などが肩代わり等）など、地方制度調査会における調査審議を踏まえ、幅広く検討する。

また、今後は国の関与に代わり、住民自ら地方行財政を監視できるよう、バランスシート等の作成や情報公開、電子自治体の実現など、地方行財政の透明性と説明責任の徹底が必要である。

第3章 市町村合併について

1 市町村合併の沿革

わが国の町村の数は、明治21年末には、71,314であったとされてる。

当時の明治政府は、明治22年に近代的な自治制度を実施するために市制・町村制を施行した。このため、内務大臣訓令により、300戸から500戸を標準として、全国一律に町村合併を断行した。この結果、町村の数は明治22年末には、15,820となり、約5分の1に減少した。これを「明治の大合併」と呼んでいる。

明治の大合併の後、市町村の数は緩やかに減少し、昭和20年には、10,520となっている。しかし、当時の町村の中には、著しく規模が小さく行財政能力が乏しいものが多く、新たな事務や権限を円滑に受け入れる体制を整備することが必要となった。

この要請を受け、「町村合併促進法」が制定され、昭和28年10月に施行された。

この法律は、新制中学校が合理的に運営できる人口規模という点を念頭に、全国一律に8,000人を標準に町村の合併を進めるというものであった。この結果、昭和28年に9,868あった市町村が、昭和36年6月には3,472と約3分の1にまで減少した。

これを「昭和の大合併」と呼んでいる。

「昭和の大合併」については、全国一律に実施されたことから、一部で強引な動きがあったことも否定できない。

その後は、国の指導による全国一律の合併が行われることはなかった。しかし、市町村の自主的な合併の動きがあり、これを支援するために昭和40年に10年間の時限法として「市町村の合併の特例に関する法律」が施行された。具体的な特例措置として、議員に関し「定数特例」・「在任特例」、税に関し「地方税の不均一課税」、地方交付税に関し合併後5年間は地方交付税総額を保証する「合併算定替」などが主なものであった。その後、「市町村合併の特例に関する法律」は改正され、平成7年4月1日から平成17年3月31日まで延長された。

2 合併市町村に対する財政措置について

(1) 国が行うもの

a 市町村合併推進事業（合併前の市町村事業）

合併重点支援地域に指定された市町村の区域において合併に係する市町村が連携し、合併に資するために一体となって実施する公共施設の整備のために行われる地方単独事業については、事業開始年度以降3ケ年度（特に必要があると認められれば5ケ年度以内）は、合併推進債を充当（90%）することができ、元利償還金の50%が普通交付税措置される。

b 市町村合併特例事業（合併後の市町村事業）

合併後10ケ年度、合併市町村は、市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に合併特例債を充当（95%）することができ、元利償還金の70%が普通交付税措置される。

c 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置（合併特例債）

合併後10ケ年度、合併市町村は、旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のために行う基金造成に対し、合併特例債を充当（95%）することができ、元利償還金の70%が普通交付税措置される。

d 普通交付税の算定の特例（合併算定替）

合併後10ケ年度は、合併しなかった場合の普通交付税額を合併市町村に全額保証し、さらに、その後5ケ年度は、激変緩和措置がなされる。

e 合併後の臨時的経費に対する財政措置（合併補正）

合併市町村に、主として次のような経常経費に対して5ケ年度にわたり、普通交付税（合併補正）による包括的財政措置がなされる。

基本構想等の策定・改定、システムの統一、ネットワーク整備等行政の一体化に要する経費行政水準・住民負担水準の格差是正

f 包括的特別交付税措置（合併市町村支援）

平成17年3月31日までに市町村合併を行った団体について、合併年度又はその翌年度から3ケ年にわたり特別交付税措置（1年目は全体額の5割、2年目は3割、3年目は2割）がなされる。

（措置額）

10万人と10万人の市町村合併で12億円程度

5万人と5万人の市町村合併で9億円程度

（支援内容）

合併を機に行うコミュニティ施設整備、総合交通計画の策定など新たなまちづくり、公共料金格差是正・公債費負担格差是正・土地開発公社の経営健全化など

g 合併補助金制度

ア 「市町村合併前」に係る補助金

・合併準備補助金

・対象団体：市町村建設計画の作成等、市町村の合併に関し、先導的な取組みを積極的に行っている法定合併協議会の構成市町村

・対象事業：市町村建設計画の作成及びそのための準備等に要する経費

・補助額：構成市町村につき、それぞれ5,000千円の定額補助（1回限り）

イ 「市町村合併後」に係る補助金

・合併市町村補助金

・対象団体：平成17年3月31日までに合併した市町村

・対象事業：合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置づけられた特定の事

- 業のうち、全国的な市町村合併の推進という観点からモデルとなる事業
- ・補助額：人口規模により算出される合併関係市町村ごとの額の合算額を1年度当たりの上限とし、合併成立年度から3ケ年度を限度として定額補助

(2) 福岡県が行う財政支援

a 市町村合併推進支援事業補助金

自主的な市町村合併の推進等に向けた市町村の取組みを支援することにより、合併推進機運の醸成に資するため、福岡県市町村合併推進支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付。補助率2分の1以内、補助金1,000千円以内。

b 福岡県合併協議会支援事業交付金

合併協議会（任意を含む）が実施する調査研究事業、機運醸成のための啓発事業を支援することにより、自主的な市町村合併の推進に資することを目的とし、福岡県市町村合併推進支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付。構成市町村が3以上の場合は、1協議会につき5,000千円以内。構成市町村が2の場合は、1協議会につき3,000千円以内。

c 福岡県市町村合併推進特例交付金

平成17年3月31日までに合併した市町村に対し、市町村建設計画に掲げられた事業及び合併日までに実施する必要がある事業に対し、交付する。基本額、増加人口加算額及び特別加算額を合併の議決から10ケ年以内交付を行う。

国の財政援助

① 市町村合併推進事業（合併前の市町村事業）

区分	内 容
趣旨	<p>合併重点支援地域に指定された市町村の区域において合併に関係する市町村が連携し、合併に資するために一体となって実施する公共施設の整備事業については、地方債をもってその財源とすることができることとし、当該地方債の元利償還金の一部について、普通交付税措置を行うものとする。</p>
対象期間・対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間 事業開始年度以降3ケ年度以内（特に必要があると認められる場合は5ケ年度以内） ・対象事業 ①一の市町村が実施する公共施設の整備事業について、関係各市町村が応分の財政的負担を行い、整備を実施するもの。 ②複数の市町村が実施する市町村をまたがり相互に利用できる公共施設の整備事業について、関係各市町村が連絡調整して同時期に一体的に整備を実施するもの。 ③合併重点支援地域と概ね区域が一致する一部事務組合又は広域連合が公共施設の整備を実施するもの。
充当率 交付税措置	<ul style="list-style-type: none"> ・地方債（合併推進債）充当率＝対象事業費のおおむね90% ・交付税措置 その元利償還金の50%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入する予定である。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>※対象事業 合併重点支援地域において、合併に関係する複数の市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）が連絡調整して一体的に実施する公共施設の整備のために行われる単独事業を対象とする。</p>
備考	<p>[対象外事業] 公共施設の整備について次に掲げる事業は、対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収益性がある施設の整備事業 ②特定受益者のために整備すると認められる施設の整備事業 ③民間と競合する公的施設の整備事業 ④用地のみの取得事業 ⑤法令上、国庫負担で実施するとされている事業 ⑥国庫補助負担事業の地方負担分及び継ぎ足し単独事業 ⑦建設単価の高い施設や大規模施設等の整備事業で一定水準を越える部分

② 市町村合併特例事業（合併後の市町村事業）

区分	内 容
趣旨	合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費については、地方債をもってその財源とすることができることとし、当該地方債の元利償還金の一部について、普通交付税措置を行うものとする。
対象期間・対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間 合併年度及びこれに続く10ケ年度の間。 ・対象事業 ①合併後の市町村の一体性や速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業。 ②合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業。 ③合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業。
充当率	<ul style="list-style-type: none"> ・地方債（合併特例債）充当率＝対象事業費のおおむね95% ・交付税措置 その元利償還金の70%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入する予定である。
交付税措置	<p>※標準全体事業費</p> <p>①～③までの事業にかかる標準的な全体の事業費を設定し、その事業量の目安とする。 具体的には、合併に伴い必要となる追加的な地方単独事業費及び国庫補助事業費に係る地方負担額について、合併人口、増加人口（合併関係市町村の人口の合計から当該市町村の人口のうち最大のものを差し引いた人口）及び、合併市町村の多寡に応じて、算出する。</p>
備考	<p>[対象事業]</p> <p>①旧市町村の交流や連携が、円滑に進むような施設の整備（例：旧市町村相互間の道路、橋梁、トンネルなど）及び、合併後の市町村の住民相互が一体感を持つために行われる施設の整備（例：住民が集う運動公園など）</p> <p>②合併後の市町村内の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備（例：介護福祉施設が整備されていない地区への施設の整備）及び、同一内容の施設の重複を避けて行う施設の整備（例：ある地域には文化施設があるため、他の地域に体育施設を整備するなどして、合併後の市町村全体としてのバランスのとれた発展を図る）</p> <p>③類似する目的を有する公共的施設を統合する事業。</p>

[算式]

$$180 \text{ 億円} \times (\text{合併後の人口} / 10 \text{ 万人} \times a + b) \times (\text{増加人口} / 1 \text{ 万人} \times c + d) \times (2 - 2 / \text{合併関係市町村数})$$

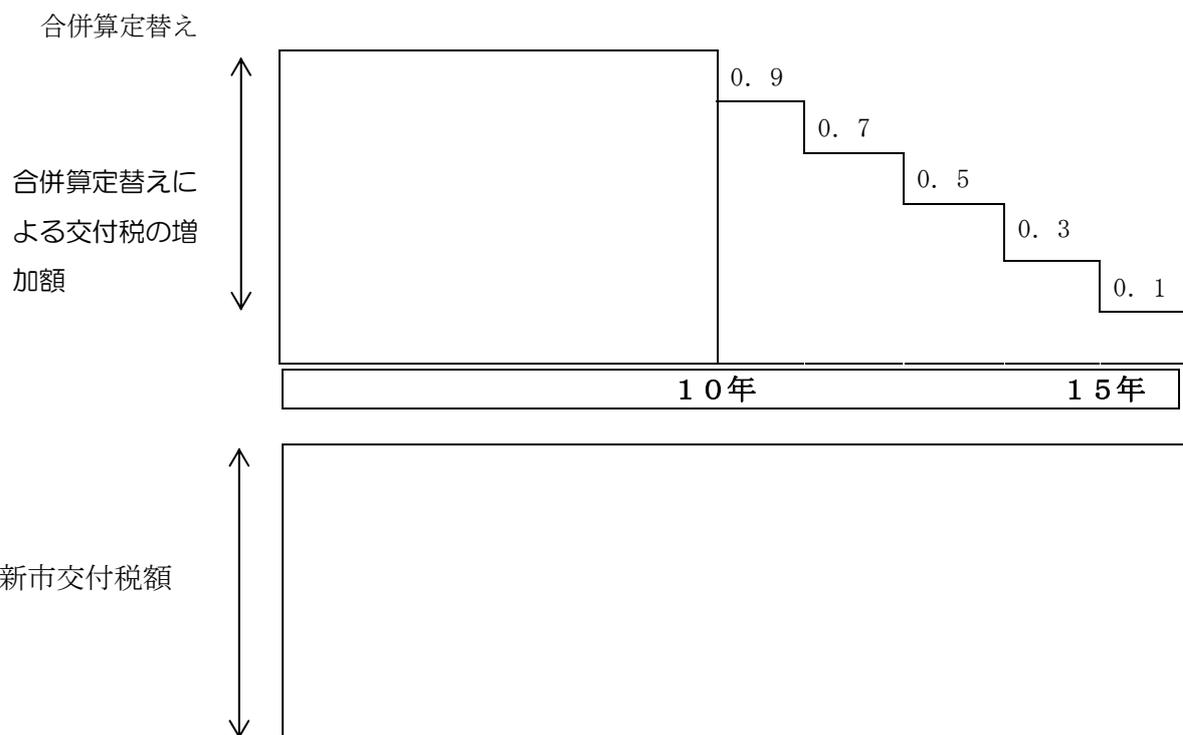
合併後人口数による区分	aの数值	bの数值
30,000人以下	1.000	0.200
30,000人を超え100,000人以下	0.714	0.286
100,000人を超える	0.000	1.000

増加人口数による区分	cの数值	dの数值
10,000人以下	0. 3 3 3	0. 6 6 7
10,000人を超え 50,000人以下	0. 1 6 7	0. 8 3 3
50,000人を超え 100,000人以下	0. 0 8 3	1. 2 5 0
100,000人を超え 200,000人以下	0. 0 4 2	1. 6 6 7
200,000人を超え 400,000人以下	0. 0 2 1	2. 0 8 3
400,000人を超える	0. 0 0 0	2. 9 1 7

③ 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置（合併特例債）

区分	内 容
趣旨	<p>合併後の市町村が行う一定の基金の積み立てに要する経費については、合併年度及びこれに続く10ヶ年度に限り、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、合併特例債をその財源とすることができる。</p> <p>【基金の目的】⇒「合併市町村振興基金」</p> <p>合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等（当該地域において過去に合併が行われたことのある場合には、当該過去の合併の際の合併関係市町村の区域における地域振興等を含む。）のために設ける基金に対する積み立てのうち、特に必要と認められるものに要する経費については、合併特例債を起すことができるものとする。</p>
対象期間 対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間 合併年度及びこれに続く10ヶ年度の間。 ・対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ①新市町村の一体感の醸成に資するもの（例：イベント開催、新市町村のCI、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成など） ②旧市町村単位の地域の振興（旧市町村において過去に合併が行われたことのある場合には、当該過去の合併の際の合併関係市町村の区域における地域振興等を含む。）（例：地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施、民間団体への助成、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化対策等）
充当率 交付税措置	<ul style="list-style-type: none"> ・地方債（合併特例債）充当率＝対象事業費のおおむね95% ・普通交付税措置 その元利償還金の70%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入する予定である。 <hr/> <p>※標準基金規模</p> <p>合併市町村振興基金の標準的な規模（標準基金規模）を設定し、基金積み立ての目安とする。</p> <p>具体的には、新市町村の一体感の醸成・旧市町村単位の地域の振興という合併市町村振興基金の目的を踏まえ、合併関係市町村数、増加人口及び合併後人口の多寡に応じ、算出する。</p>

備 考	
--------	--



⑤ 合併後の臨時的経費に対する財政措置（合併補正）

区分	内 容
趣旨	合併直後に必要となる次のような臨時的経費について、普通交付税において包括的な財政措置を行うものとし、その他の諸費（人口を測定単位とするもの・経常経費）に新たに合併補正を新設している。
対象期間 対象事業	<p>・対象事業</p> <p>①行政の一体化（基本計画などの策定・改訂、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備など）に要する経費。</p> <p>②行政水準・住民負担水準の格差是正（住民サービス水準の調整など）に要する経費。</p> <p>※具体的には、（算式により）算出した額を5年度間にわたり均等に普通交付税の基準財政需要額に算入するものとする。</p> <p>但し、30億円を算入額の上限とする。</p>
充当率 交付税措置	
備考	

〔算式〕 $(1 \text{ 億円} + 5 \text{ 千円} \times \text{合併後人口}) \times (1 + (\text{合併関係市町村数} - 2) / 4)$

(固定経費) (合併後人口に応じた経費) (合併関係市町村数補正)

⑥ 包括的特別交付税措置（合併市町村支援）

平成17年3月31日までに市町村合併を行った団体について、合併を機に行うコミュニティ施設整備、総合交通計画の策定など新たなまちづくりに要する経費や、公債費負担格差是正・公共料金格差是正・土地開発公社の経営健全化など市町村合併の阻害要因解決に要する経費に対し、合併年度又はその翌年度から3ケ年にわたり特別交付税措置がなされる。

⑦-1 「市町村合併前」に係る補助金【国の支援措置】

区分	内 容
補助金の名称	合併準備補助金
補助対象	平成11年度以降に合併協議会を構成する市町村
対象事業	合併協議会を構成する市町村が実施する市町村の合併の準備にかかる事業。 市町村建設計画作成その他の市町村の合併の準備にかかる事業を含む。
対象経費	法定合併協議会への合併準備補助金 ----- 合併協議会設置経費等の合併準備経費
補助金額	1 関係市町村につき、5,000千円 〔定額で、1回限り〕 ----- 特別交付税措置
備考	

⑦-2 「市町村合併後」に係る補助金【国の支援措置】

区分	内 容	
補助金の名称	合併市町村補助金	
補助対象	平成17年3月31日までに合併する市町村	
対象事業	合併市町村が「市町村建設計画」に基づいて行う事業で、かつ、次に述べる事業（ただし、国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に経費の一部を負担し、又は補助している事業は除く。）のうち、全国的な市町村の合併の推進という観点からモデルとなる事業。	
対象経費	上記の事業に要する経費に対する補助金。	
合併関係市町村人口	補助金額	備 考
～ 5,000人	20,000	人口＝官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口 金額の単位＝千円
5,001人～ 10,000人	30,000	
10,001人～ 50,000人	50,000	
50,001人～100,000人	70,000	
100,001人～	100,000	

【市町村合併補助金の対象となる事業】

- (1) 合併市町村において統一的に業務を遂行するうえで必要となり、かつ、合併市町村の行政運営の合理化又は効率化に資する事業。
- (2) 住民への行政サービスの水準の確保、強化に資する事業。
- (3) 公共施設相互間の連携の強化に関する事業。
- (4) 合併市町村の区域内における人的・物的交流の促進を図るために必要な事業。
- (5) 合併市町村の一体性の速やかな確立を図る多に必要な事業。
- (6) その他総務大臣が必要と認める事業。

⑧ その他

- (1) 上記措置(1～7)は、平成11年度以降の市町村の合併から適用するものとしている。
- (2) 市町村の合併を推進するために既に講じている次の措置についても、今後とも引き続き講じることとしている。
- a 市町村における合併協議会設置経費等合併準備経費に対する特別交付税措置
 - b 都道府県の行う合併のための調査・研究、機運醸成等に要する経費に対する普通交付税措置

福岡県の財政援助

① 市町村合併推進支援事業補助金【福岡県】

区分	内 容	
趣 旨	自主的な市町村合併の推進等に向けた市町村等の取組みを支援することにより、市町村合併推進の機運醸成に資することを目的とするものである。	
事業の概要	民間団体等が実施する市町村合併の推進に係る研究会等の開催や住民意識調査などの調査研究事業、機運醸成のための啓発事業、あるいは複数の市町村が行う具体的な将来構想についての調査研究事業に対し、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5条）及び福岡縣市町村合併推進支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき補助金を交付する。	
補助対象団体	福岡県内に事務所等を有する団体で次に掲げるものとする。 ①地方公共団体（市町村、一部事務組合等） ②複数の市町村により要綱等に基づき設置された研究会等 ③農業協同組合、商工会議所その他の公共的団体等 ④地域づくり団体等で広域行政又は地域づくりの推進にかかる事業について活動実績があると市町村長が認めるもの ⑤前号に準ずる団体で市町村長が推薦するもの 【要綱第2条】	
補助対象事業	当該事業に要する経費が500千円以上の事業で次に掲げるものとする。 ①市町村合併に関する研究会、懇話会、検討会、研修会等の実施事業 ②市町村合併を推進するための次に掲げる調査研究事業（先進事例調査のみの事業は除く。） ア、広域的現況調査 イ、先進事例調査 ウ、住民意識調査 エ、将来都市ビジョン等の策定 ③市町村合併を推進するための機運醸成につながる次に掲げる啓発事業 ア、シンポジウム、セミナー、講演会等の開催。 イ、パンフレット、リーフレット、チラシ、ポスター等の作成及び配布 [注] 地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）で指定する市との合併を目指すものを除く。また、この補助金以外に県から補助金等の交付を受ける事業は原則として対象としない。 【要綱第3条】	
補助対象経費	補助事業に要する経費のうち、 ①報償費 ②旅費 ③需用費（食糧費を除く。） ④役務費 ⑤委託費及び使用料 【要綱第4条】	
補助率	補助金の限度額	備 考
2分の1以内	1団体につき1,000千円以内	いずれも、要綱第4条による

② 福岡県合併協議会支援事業交付金

区分	内 容
趣旨	複数の市町村が共同して設置する合併協議会（任意の合併協議会を含む。）が実施する調査研究事業、機運醸成のための啓発事業を支援することにより、自主的な市町村合併の推進に資することを目的とするものである。
事業の概要	合併協議会が実施する市町村合併に関する調査研究事業、機運醸成のための啓発事業に対し、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5条）及び福岡県市町村合併推進支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき補助金を交付するものである。
交付対象団体	福岡県内の市町村が設置する法定の合併協議会及びそれに準する要件を備える任意の合併協議会とする。 【要綱第2条】
交付対象事業	①市町村合併の是非を検討し、又は市町村合併を実現するために行う調査研究事業 ②市町村合併を推進するための機運醸成につながる啓発事業。 〔注〕地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）で指定する市との合併を目指すものを除く。また、この交付金以外に県から補助金等の交付を受ける事業は原則として対象としない。
交付対象経費	交付事業に要する経費のうち、 ①報償費 ②旅費 ③需要費（食糧費を除く。） ④役務費 ⑤委託費及び使用料 【要綱第4条】
交付金の限度額	構成市町村の数が3以上の場合は、1協議会につき5,000千円以内 【要綱第4条】 ----- 構成市町村の数が2以上の場合は、1協議会につき3,000千円以内。 ただし、新たに市町村が加わったときは、2,000千円を追加交付することができる。 【要綱第4条】
備考	所管課・福岡県総務部地方課

③ 福岡縣市町村合併推進特例交付金

区分	内 容											
町交付対象市	平成17年3月31日(現行の合併特例法の期限)までに合併した市町村。ただし、政令指定都市を含む合併は除く。											
交付限度額	基本額	合併関係市町村が2つの場合5億円、関係市町村が1団体増えるごとに1億円を加算する。										
	増加人口加算	<p>左記の基本額を超える財政需要があると認められるときは、増加人口別に以下の加算額を限度として加算する。</p> <p>※増加人口〔D〕 合併市町村の人口 - 人口が最も多い合併関係市町村の人口 (A市+B町+C町) - A市 = D A市が合併関係市町村の中で最も人口が多い自治体。</p> <table border="1" style="float: right;"> <thead> <tr> <th>合併による増加人口</th> <th>加算限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3万人未満</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>3～5万人未満</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>5～10万人未満</td> <td>3億円</td> </tr> <tr> <td>10万人以上</td> <td>5億円</td> </tr> </tbody> </table>	合併による増加人口	加算限度額	1～3万人未満	1億円	3～5万人未満	2億円	5～10万人未満	3億円	10万人以上	5億円
	合併による増加人口	加算限度額										
1～3万人未満	1億円											
3～5万人未満	2億円											
5～10万人未満	3億円											
10万人以上	5億円											
特別加算	地域が特殊な事情等により合併に際して特別の配慮が必要であると認められるときは、1合併市町村につき50,000千円を限度に特別加算することができる。ただし、2団体合併の場合は、1合併につき50,000千円を限度とする。											
交付対象経費		交付期間										
市町村建設計画に掲げられた事業及び合併日までに実施する必要がある事業(電算システムの統一化事業等)に要する経費。ただし、特別加算は合併の阻害要因を除外するための事業に限る。 【阻害要因は、別記】		合併の議決から、10ヵ年以内。										

【阻害要因】※平成10年6月25日のアンケートから、県内の順位

順位	市町村長・市町村議会議長の回答	有識者の回答	備考
第1位	中心部と周辺部で格差が生じる	中心部と周辺部で格差が生じる	県全体の順位
第2位	住民の意見が施策に反映されにくくなる	住民の意見が施策に反映されにくくなる	同上
第3位	きめ細かなサービスができなくなる	議員が身分を失うことに抵抗がある	同上
第4位	住民に減区域の歴史や文化に愛着がある(福岡地域)。	現在の市町村間の財政状況に格差がある(北九州地域)	特に多かった地域の意見
第5位	-	きめ細かなサービスができなくなる(甘木・朝倉地域)	同上
第6位	-	現在の市町村間のサービスに格差がある(北九州地域)	同上

3 予算科目の統一化、財務会計システムの統合について

予算科目の統一化と財務会計システムの統合の課題を、昨年 11 月に視察した、西東京市の事例を参考に検討する。西東京市の場合は、「年度途中」の平成 13 年 1 月 21 日に合併していますが、今回は、「年度当初（4 月 1 日）」の合併についても検討する。

(1) 予算科目の統一化

合併市の予算編成の前に必要なことは、合併関係市町村の予算科目（款・項・目）の統一化である。合併市の予算は、合併関係市町村それぞれからの要求を一つの予算として取りまとめた要求書を作成し、その要求書に基づき予算要求書・予算査定資料・予算書を作成しなければならない。予算科目の統一化は、合併関係市町村の数により作業に要する事務負担は異なるものですが（合併関係市町村数が多いほど事務量も増える）、当然、合併市の予算編成前に事務を終了しておく必要があり、早期に取り掛かることが必要であり、少なくとも 1 年前から取り掛かることが必要であると考ええる。

a 年度途中で合併する場合

西東京市の場合、合併直後の予算（平成 12 年度予算）については、統一化せずに地方自治法施行令第 3 条の規定により一市二制度とし、旧市それぞれの予算科目に読み替え規定を設けて対応している。一方、新年度予算（13 年度予算）は統一化している。予算科目を統一するうえで、財務会計システムの統合を考慮し、西東京市では、旧田無市のシステムで一本化したため、事業の名称は、原則として旧田無市の事務事業名を尊重したとのことであった。

またその作業は、予算と組織機構との関連に（組織機構体系に基づく予算科目を設定する必要がある）苦勞したとのことであった。さらに、議会の委員会組織と予算科目との関連については、特に苦勞したそうである。旧両市の過去の歴史の違いにより予算体型（特に歳出）が異なり、現在でも医師会関係予算やごみ処理関係予算はまとまっていないとのことであった。

b 年度当初で合併する場合

予算科目の統一化については、年度途中で合併する場合と基本的に同じ作業である。ただ年度途中での合併と違い、統一化せずに一定期間執行するというやり方はとらないと考えられるので、より早期に取り掛かることが必要不可欠であると考ええる。

（関係法令）

地方自治法施行令

第 3 条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第 1 条の規定により当該地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

(2) 財務会計システムの統合

予算科目の統一化とともに合併で大きな事務量のウエイトをしめるのが財務会計システムの統合である。この作業は、合併を旧市町村からスムーズに合併市に移行することに欠かせないだけでなく、一つ間違えば市民生活に大きな影響を与えかねない極めて大きな問題でもある。特に、合併市の予算執行のみならず、予算編成時から統一のシステムの元で作業を進める必要があり、そのためには、少なくとも1年以上前から準備に取り掛かり、システムを構築していく必要がある。合併関係市町村のシステムのうち最も合併後のシステム稼動に適しているものを協議のうえ選定し、そのシステムにより合併市の財務会計システムを構築していくやり方が1つと、全く別の新システムを導入するやり方の2通りがあると考えられる。合併市町村数や状況に応じて、最も適した方法を検討する必要があるが、合併関係市町村数が多く広域に渡る場合に、システム統合や当該システムを連結するために膨大な経費が必要となり、そのための財源を合併前に確保しておかなければならないという問題も抱えているのである。

a 年度途中で合併する場合

西東京市の場合は、それぞれ旧両市においてクライアントサーバー方式の処理を行っていた。合併を前提に、関係部門で協議を行い、システムが新しくホストコンピュータに依存しない旧田無市のシステムをベースに開発を進める方針を立てて、平成12年度の予算編成、執行については、短期間に両市の財務会計システムを統合し、新市の予算を編成し、執行することは事実上困難なため、旧市それぞれのシステムにより行うこととしている。

平成13年度分からは、同一システムでの運用になったが、予算要求時期は、合併前の平成12年10月であったため、ベースとなる旧田無市の予算編成システムをほぼそのまま使用して予算要求処理を行っている。予算執行システムについては、事務調整のボリュームも多く、プログラムの修正項目は相当な量に達したとのことである。また、予算編成・執行共通の西東京市用のデータベース環境を事前に構築し、組織コード、事業コード体系などを入力する作業が発生したとのことであった。また、予算執行については、4月からの事務に支障がないよう、平成12年3月に旧保谷市職員向けの研修を行ったとのことであった。

b 年度当初で合併する場合

年度当初で合併する場合は、年度当初から一つのシステムで執行していくと考えられるので、新年度の予算要求以前にシステムが統一されていることが、必要となった。そのため少なくとも1年以上前から予算科目の統一を図り、予算要求時点では、科目コード等は決めておく必要がある。現実的な方法としては、合併関係市町村のシステムのうち、選定された一つのシステムの端末機に新年度予算要求をしていくような形と思われる。そのため選定されたシステムの端末機を合併関係市町村に数台設置し、新年度予算執行前にシステムを乗せ換える必要があるのである。そして年度当初には、統一のシステムで予算を執

行することとなる。

上記のように財務会計システム統合の課題として、合併に伴う財務会計制度の調整・システム統合のほか、旧市が消滅する合併日前日をもってそれぞれの決算を行い、合併後は、直ちに新市の予算執行が開始されるため、暫定予算及び市長選挙後に上程される当初予算を編成する必要がある。合併の時期によっては、これらに加え、新年度の予算編成が重なることとなり、このように決算調製や予算編成への対応は、合併期日を軸に並行して行われ、併せて各種の事務事業の調整及び専決処分条例や暫定施行条例との整合性を図るなど膨大な計数整理と事務処理に直面すると思われる。そういった財政部門の負担軽減には、年度途中の合併の場合もそうであるが、年度当初にすぐに統一のシステムで予算執行することになるとと思われる年度当初の合併の場合には、役所の仕事に精通しているシステムエンジニアが是非必要だと思われる。

c 合併後の財務会計システムについて

合併後の財務会計システムとしては、西東京市では、決裁権限の委譲は行っておらず、電子決裁は行っていないということであった、これからは広範囲にわたる合併も考えられ、本庁と支所の物理的距離も遠くなると考えられるなかで、全国に先駆けて電子入札を導入した横須賀市を例にとり、検討したいと思う。

横須賀市では 1998 年 4 月、請求書などすべての関係書類を電子化して、完全な電子決裁が行えるようにした財務会計システムを導入している。

意思決定のスピードアップは、行政の大きな課題となっている。電子決裁システムは、こうした不便や時間のロスを解消することができるだけでなく、文書管理の手間とスペースを減らすこともできるのである。

電子決裁では、あらかじめ設定した決裁手順に基づき決裁文書が回るため、ペーパー文書を次の決裁者のところまで運ぶ必要はない。またどの決裁文書がいま誰のところにあるのかが把握できるので、決裁者は早く決裁を済ませようという意識が働き、全体の決裁期間が短縮される。外出先からでも、携帯電話や出張先のパソコンで文書に目を通し、その場で判断を下すこともできる。

決裁文書にはラベル名、作成者名、日付、整理番号が記され、決裁後は公文書データベースに保存される。そこでは、アクセス権のある職員であれば過去の決裁文書を自由に検索でき、新しい文書を作成するために参考にしようと思えば、どの部署の文書でもすぐに引き出すことができるのである。

具体的イメージとしては、課（部）内にある大きなデスクの上に未決裁伝票が何枚も置かれ、役職者が自分に関連した伝票を抽出して決裁のハンコを押すようなもので、この作業がすべてパソコンのなかで行えるようになっている。

このシステムの導入で、人件費などの経費が年間約 33,600 万円節減され、財務事務の簡素化、意思決定の迅速化、コスト意識の向上といったさまざまな効果もでてきたとのこ

とであった。また、組織の柔軟化をはじめ、人事の柔軟化もすすんだようである。たとえば、一般職員の部内異動を部長権限とすることで部内の人員配置を流動化したり、新規事業担当者を庁内公募したり、中途採用の制限を緩和したり、といった人事施策が次々と打ち出されていったとのことである。

事項	4月1日合併の場合	それ以外の日で合併の場合
合併年度の財務会計システム	同一システムでの運用	旧システムを各々使用
合併の翌年度の財務会計システム	同一システムでの運用	同一システムでの運用

4 予算編成について

平成17年3月の合併特例法の期限にむけて全国で市町村合併の議論が進み、平成14年4月には四国で「さぬき市」が誕生、福岡県では平成15年4月に「宗像市と玄海町」が合併予定、その他各地で合併（任意）協議会や勉強会が設立されるなど、多くの自治体が合併に向けて動き出している。

ここでは、昨年11月に視察した、西東京市の事例を参考に、合併に向けての予算関連事務について検討する。西東京市の場合は、市長選挙日程の都合により「年度中途」の平成13年1月21日に合併していますが、今回は、「年度当初（4月1日）」の合併についても併せて予算編成について検討する。

(1) 予算編成

a 年度途中で合併する場合

合併する際に財政面で問題となるのは、いかにスムーズに合併前の各市町村の予算（一般会計・特別会計・公営企業会計等）を合併市に移行していくかということである。地方自治法211条（予算の調製及び議決）では、「普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、議会の議決を経なければならない。」となっている。しかし、合併に伴い合併関係市町村の長は失職することとなるため、予算は、合併後50日以内（公職選挙法第33条第3項）に選出される新市長が調製し議会に提案することとなる。

西東京市の場合、年度中途（平成13年1月21日）の合併のため、合併後の予算の期間が1月21日から3月31日までの約2ヶ月半の短期間となることから、地方自治法施行令第5条第1項の規定により、旧2市の平成12年度予算に盛り込まれている事務事業

等を合併後においても継承することを基本的な考え方としている。

したがって、西東京市（新しく発足した市）の平成12年度本予算は、旧2市の平成12年度予算現額から、平成13年1月20日までに執行された額を控除した後の執行残額（未収未払金）に「合併に伴う新たな経費」を追加したものを予算額とすることを原則として編成している。なお、本予算成立までのつなぎ予算としての暫定予算（地方自治法施行令第2条）についても前記を基本として編成しているが、期間を50日間としている。

合併直後の西東京市の体制は、合併時における経過措置として、地方自治法施行令第3条の規定により、平成12年度中は、旧2市の組織を存続させ、事務事業の執行及び公共施設の活用などはそれぞれの条例・規則等を暫定施行することにより旧制度を継続し執行することを原則とする、いわゆる1市2制度的な行政体制をとっている。そのため、予算についても2分冊として作成した旧2市の予算体系に基づき、それぞれの財務会計システムにより執行しているのである。

平成13年度予算（新年度予算）については、旧田無市の財務会計システムで一本化し、4月からは暫定予算（地方自治法218条第2項）とし、本予算を6月議会に提案している。ただし、合併の時期によっては、3月に本予算を議会に提案することも可能であると考えられる。

b 年度当初で合併する場合

一方、年度当初（4月1日）で合併する場合は、合併直後は暫定予算（地方自治法施行令第2条）とし、本予算を選挙（合併後50日以内）で選出された新市長が6月議会に提案することとなる。

そこで、年度当初で合併する場合の暫定予算の編成については、いかに暫定予算といえども、新市建設計画等に基づく予算（新しく発足した市の年間予算）を作成したうえで、その中から暫定期間中に必要な義務的経費、継続的な事務事業及び施設等の管理運営費などについて、編成していくべきであると考えられる。西東京市の場合も、「新年度予算の原案作成」という方針で年間予算の原案を調製し、本予算・暫定予算・骨格予算のいずれの形態でも選択可能となるように予算編成に取り組んでいる。

また、合併前の旧市町村の収支は、地方自治法施行令第5条第2項の規定により3月31日（4月1日合併の場合）で打ち切られることとなる。そして、その残りの収支（通常であれば出納整理期間に該当する収支）は地方自治法施行令第2条の規定に基づき新市（町村）長職務執行者が予算（暫定予算）を調製しこれを執行するものとされていることから、旧年度の4月1日以降の未収未払金についても予算（暫定予算）に併せて計上しなければならない。なお、この未収未払金に係る収支については、当然5月31日（2ヶ月間）で打ち切りとなるべきものである。

次に、合併市の本予算の編成ですが、この本予算については、暫定予算編成時に作成した年間予算を基に合併関係市町村の協定書や新市建設計画等に基づき編成作業にかかるこ

ととなる。基本的には、暫定予算編成時に作成した年間予算に「法律、制度及び条例の制定及び改正等に伴うもの」、「国、県補助等の内示及び決定に伴うもの」、「人事異動に伴うもの」、「単価改定及び契約締結等による金額の確定に伴うもの」、「歳入金額（調定額等）の確定に伴うもの」などの変更を加え、合併後の選挙で選出された新市長のもとで予算編成を行うこととなる。その際、債務負担行為、継続費等も必要に応じて予算計上されることとなる。

（関係法令）

地方自治法 218 条第 2 項

普通公共団体の長は、必要に応じて、一会計年度のうちの、一定期間に係る暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる。

地方自治法施行令第 2 条

普通地方公共団体の設置があった場合においては、前条の規定により当該地方公共団体の長の職務を行う者は、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、必要な収支につき暫定予算を調製し、これを執行するものとする。

地方自治法施行令第 3 条

普通地方公共団体の設置があった場合においては、第 1 条の規定により当該地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

地方自治法施行令第 5 条第 1 項

普通地方公共団体の廃置分合があった場合においては、その地域があらたに属した普通地方公共団体がその事務を承継する。その地域により承継の区分を定めることが困難であるときは、所轄行政庁は、事務の分界を定め、又は承継すべき普通地方公共団体を指定するものとする。

地方自治法施行令第 5 条第 2 項

前項の規定において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日を以て、これを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であった者がこれを決算する。

公職選挙法第 33 条第 3 項

市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第 7 条第 6 項（市長村の設置の告示）の告示による当該市町村の設置の日から 50 日以内に行う。

(2) まとめ

その他にも、合併市の、基金条例の作成、指定金融機関の指定、財務会計規則の作成及び職員への周知、支出負担行為等の決裁方法、決算統計の作成方法、議会に提出する予算関係説明資料の作成方法などさまざまな問題を解決していかなければならない。西東京市の視察で、「合併による事務作業で不都合なことが生じたことはありませんか？」というこちらからの質問に対して、「合併には予測出来ないさまざまな問題が生じてくる、特に、土地開発公社の解散には苦労した。また、旧市の下水道消費税の問題は、税務署と事前協議をしたにもかかわらず、(税務署の担当者が代わった為に)延滞金を請求されて、現在でも協議をしている。」とのことであった。また、「合併に際して特に重要なことは、合併市町村の職員同士の人的な交流(お互いを理解すること)であり、そのためには早期に合同での事務作業を開始することが必要である。」と特に念を押された。

以上、西東京市の事例を参考に、合併までに必要な財政上の事務検討を行ってきたが、実際に事務作業に取り掛かるとさまざまな問題が生じることは、容易に想像できるものであり、相当の事務負担となるものと考えられる。

これまでは、合併のための事務は、ほとんど前例のないものであったが、今後は、合併を既に実施した団体の事例や経験談などに基づき、担当職員の事務負担が少しでも軽減されるような財政システムを構築していくとともに、広域行政に対応したIT化を実現していくことが必要不可欠と考えます。財務会計の電子決裁の導入などによりシステムを効率よく運営していくことが、合併とともに、業務改善さらには組織の改革にもつながっていくものと考えられる。

事 項	4月1日合併の場合	それ以外の日で合併の場合
合併年度の予算編成	合併直後は暫定予算(地方自治法施行令第2条)とし、本予算を選挙(合併後50日以内)で選出された新市長が6月議会に提案。	合併直後は暫定予算(地方自治法施行令第2条)とし、本予算を選挙(合併後50日以内)で選出された新市長が次の議会に提案。
合併の翌年度の予算編成	通常どおりの予算編成。	原則としては通常どおりの予算編成となるが、合併の時期により(特に年度後半の合併)翌年度予算編成の期間がとれない場合は、暫定予算(地方自治法218条第2項)とし、本予算を6月議会に提案。

5 決算・決算審査等について

本稿においても、予算編成同様西東京市の事例を参考に、合併に伴い消滅する市町村の決算調製について検討することとする。西東京市の場合、市長選挙日程の都合により（1月25日迄の任期）「年度途中」の平成13年1月21日に合併しているが、平成14年4月1日合併した「さぬき市」の事例のように「年度当初」についても検討する。

（1） 決算の時期

a 年度中途での合併（西東京市）

西東京市は、平成13年1月21日（日）に合併したため、地方自治法施行令第5条第2項により、平成13年1月20日（土）現在をもって決算調製を行っている。また、同条同項により出納閉鎖期間が設定されないことになるため、歳出予算の執行、決算調整及び収支見込を把握する必要から、平成12年12月20日（水）～平成13年1月20日（水）の1ヶ月間を「仮の出納整理期間」と設定している。

b 年度当初での合併（さぬき市）

さぬき市は、平成14年4月1日（月）に合併したが、決算の調製については、西東京市同様、前日の3月31日（日）をもって打ち切り決算として調製するが、3月を「仮の出納整理期間」としている。

（2） 歳入決算

a 年度中途での合併（西東京市）

平成13年1月20日までに指定金融機関が収納した額をもって歳入決算額となるが、実質的には税・使用料等は毎日指定金融機関に納入されるので、決算額は当日まで確定し得ないが、見込額の把握に努める。

b 年度当初での合併（さぬき市）

上記同様、決算見込額の把握に努める。

（3） 歳出決算

a 年度中途での合併（西東京市）

平成13年1月20日までに支払が完了した額をもって歳出決算額となる。「仮の出納整理期間」中の支払は、原則として平成12年12月20日までに「支出命令書」が提出された経費を対象とし、「例外的経費」以外は支出命令書の起票を停止する。よって、12月20日以降の経費については、13年1月21日以降の起票となり新市の平成12年度歳出予算で執行される。なお、「例外的経費」とは、定期的支払義務のある社会保険料、光熱水費、報酬、賃金等や委託料、扶助費、補助金等で契約、要綱等に基づいて1月21日までに支払い義務がある経費とする。

また、支払時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の各規定に留意する必要がある。資金前途、概算した経費の精算については、1月15日までの精算と

した。

b 年度当初での合併（さぬき市）

上記同様、決算見込額の把握に努める。

(4) 歳入歳出の留意事項

a 年度中途での合併（西東京市）

年度途中の決算調整となるため赤字決算となる可能性が高く、その対処方法については、各会計ごとに予算で定めている「一時借入金」で歳入不足分を補填する場合と「一時借入金」の定めのない特別会計等については、一般会計歳計現金の繰替流用によって対処する場合を想定したが、西東京市の旧 2 市では、一般会計、特別会計の全会計が黒字決算となったため、上記方法をとる必要は発生していない。なお、赤字決算となった場合の赤字補填分の一時借入金の返済は、合併後の新市歳出予算で措置し、返済することになり、科目は「款：諸支出金、項：旧市（町村）借入金返済金、目：旧市（町村）借入金返済金、節：補償補填及び賠償金」となる。（行政実例昭和 29 年 6 月 4 日自丁調発第 48 号）

b 年度当初での合併（さぬき市）

旧 5 町では、全会計が黒字決算となった団体はなく、4 町で一般会計が赤字決算となり、その他特別会計が赤字決算となった。対処方法としては、「一時借入金」の限度額範囲内で対処した。限度額については、決算見込額を把握する中で補正予算により変更（基本的に増額）し対応した。特別会計で「一時借入金」を定めていない会計での赤字決算は発生しなかったため、一般会計歳計現金の繰替流用による対応は必要なかった。

(5) 決算審査等

a 年度中途での合併（西東京市）

合併に伴い消滅した旧市の決算調製、監査委員の審査及び議会の認定等の手続きについては、通常の手続き同様、地方自治法第 233 条の規定により収入役が出納閉鎖後 3 月以内、西東京市合併の場合では、平成 13 年 1 月 21 日～4 月 20 日までの間に決算を調製し、所定の書類を新市長に提出、新市長は新監査委員の決算審査後、その意見書を付けて議会の認定に付すことになる。

なお、合併前の市町村長、収入役、監査委員の地位については、新設合併の場合、所属する市町村が消滅することから合併の前日に失職することとなる。市町村の設置による長の選挙については、公職選挙法第 33 条第 3 項の規定により、設置の日の翌日から起算して 50 日以内に行うことになっている。そこで、地方自治法施行令第 1 条の 2 において、選挙が行われるまでの間、合併関係市町村の長であった者の中から協議によって定められた者が合併市町村長の職務を行うこととする措置が設けられている。収入役も、合併の日の前日に失職する。長の職務代理者が収入役を選任することができない（昭和 30 年 9 月 2 日行政実例）ように、合併市町村長の収入役を選任することができないため、新市町村長選任後、議会の同意を得て選任することになる。しかしながら、収入役は、助役と異なり地方自治法第 170 条第 3 項、同第 5 項、同第 6 項において収入役が欠けたときは必ずそ

の職務代理者を置くこととなっているので、合併の日には合併市町村長の職務代理者が収入役職務代理者を選任することになる。監査委員については、特別職の職員であり、新設合併によりその身分を失う。また、監査委員の選任は性質上代理になじまないため、合併市町村長の職務執行者は、監査委員の選任はできないので(昭和42年1月10日行政実例)、新市町村長の就任後に監査委員が選任されるまでの間は、監査委員が不在となる。

b 年度当初での合併(さぬき市)

上記同様、日程となる。

<関係法令>

○地方自治法施行令第5条第3項

前項の規定による決算は、事務を承継した各地方公共団体の長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を附けて議会の認定に付さなければならない。

(6) 決算統計調査

a 年度中途での合併(西東京市)

合併により3月30日までに市町村が消滅した場合、消滅市町村の決算額は、新設された市町村の決算額に合算して統計処理を行う。

b 年度当初での合併(さぬき市)

3月31日以降に消滅した市町村については、消滅市町村が単独で行った決算として統計処理を行う。

※決算・決算審査等

事 項	4月1日合併の場合	それ以外の日で合併の場合
旧市町村の決算の時期	地方自治法施行令第5条第2項により、3月31日現在をもって決算の調整を行う。	基本的に4月1日合併の場合と同様に、地方自治法施行令第5条第2項により、合併の前日現在をもって決算の調整を行う。
赤字決算の場合の対応	一時借入金で対応。決算見込で限度額を上回る借入金が必要な場合は、補正予算等で限度額を補正。特別会計等で一時借入金の定めがない場合、一般会計歳計現金の繰替流用により対応。返済金については、新設市町村予算で計上。	同 左
決算審査	地方自治法第233条の規定により、通常どおり出納閉鎖後3月以内に収入役が決算を調整し市長に提出、監査委員の意見を附けて、議会の認定に付す。	同 左
決算統計調査	消滅市町村の単独決算として統計処理。	新設市町村において合算して統計処理。

6 直鞍地区の合併シミュレーション

(1) 直鞍地区の地理的条件

直方市、小竹町、鞍手町、宮田町、若宮町の1市4町からなる直鞍地区は、北九州市と福岡市の両百万都市のちょうど中間地点に位置しており、総人口は2000年時点で11万9,403人となっている。

本地区は、古くから、これらの河川を利用した交通の要所として栄え、近代以降は、石炭産業の勃興により、明治から昭和に至る我が国の殖産興業を支えてきた。

本地区は若宮町を除くと石炭産業が隆盛を極めた点でも、逆にエネルギー革命によって衰退したという点でも歴史を共有している。とくに平成13年度末の石炭六法期限切れ後の厳しい財政事情への対応策を検討する上でも共通の課題を抱えているといえる。

しかしその一方で本地区は、石炭産業の遺産ともいべき金属製品、一般機械器具などの高度な産業集積を有し、福岡県下のなかでも第二次産業の比率が高い地区である。特に近年は、宮田町へのトヨタ自動車九州の進出（平成4年度生産開始）によって、大きくその様相を変えようとしている。

(2) 直鞍地区の財政状況

直鞍地区の1市4町の財政状況をみると、財政力の豊かさを示す財政力指数については、小竹町と若宮町が、0.3で若干、全国や福岡県より劣る水準となっている。他の市町では、直方市が0.5、宮田町が0.6、鞍手町が0.4となっており、直方市と宮田町が若干、全国を上回っているが、特出してよいという市町はない。

財政運営の健全性を示す実質収支比率は、直方市と小竹町がほぼ平均的な数値であるのに対し、鞍手町、宮田町、若宮町の数値が若干低い水準となっている。

公債費比率、公債費負担比率については他の市町が平均的な値であるのに対し、若宮町の値が高く、財政の硬直化の傾向がみられる。

20%を超えると起債に制限を受ける起債制限比率については、どの市町も10%程度で福岡県より若干高いが、特に問題があるとは思われない。

以上から判断すれば、1市4町の財政指標は、それほど良好ではないが、合併の障害になるような大きな格差はみられない。

直鞍地区の財政指標（平成 12 年度）

	直方市	小竹町	鞍手町	宮田町	若宮町	福岡県	国
標準財政規模（百万円）	12,842	2,706	4,626	5,640	3,253	586,985,005	28,042,965,290
財政力指数	0.5	0.3	0.4	0.6	0.3	0.4	0.4
実質収支比率	4.1	4.8	1.5	1.2	3.4	5.4	4.7
公債費比率	14.4	11.9	14.4	15.4	17.0	12.8	14.5
公債費負担比率	14.3	14.3	15.0	16.0	19.2	15.8	16.9
起債制限比率	10.3	9.8	10.8	11.8	12.2	8.3	9.8
地方債現在高倍率	2.1	1.8	1.5	1.9	1.7	1.64	2.0
経常収支比率	88.7	88.6	82.4	90.5	95.4	83.0	81.1
うち人件費	37.3	34.4	26.8	28.8	38.3	28.9	30.4
うち公債費	17.4	19.0	17.8	19.6	23.0	17.0	18.2

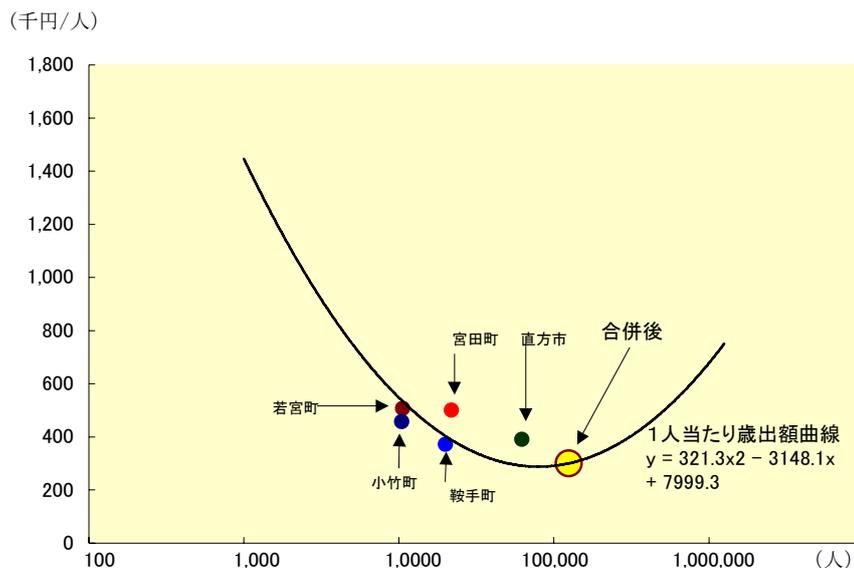
資料) 福岡県総務部地方課「市町村財政の概要」

(3) 行政コスト

行政コストを代表する指標として「1人あたり歳出額」を採用した。

北部九州における全市町村の人口規模と1人あたり歳出額をプロットし、回帰曲線を描いてみると、1人あたり歳出額が最低となるのは、人口が約8万人規模ということになる。

小竹町、鞍手町、宮田町、若宮町の人口は最高でも宮田町の2万1千人であり、行政コストは高くなっている。1市4町の合併によって人口は約12万人となり、最適な人口規模に近づくことから行政コストの改善が期待される。一方、直方市は人口約6万人であり、人口規模としては悪くないが、この規模の自治体の中では高コストである。合併による効率的な財政運営が求められる。



1人あたり歳出額曲線

資料) 総務省「市町村税課税状況等の調」、地方財政調査研究会「市町村別決算状況調」総務省「国勢調査」

(4) 財政シミュレーションの条件

合併によって新市の財政がどのように変化するかをみるために、財政シミュレーションを実施した。シミュレーションに際しては、財政歳入や歳出にいくつかの仮定を置いて、合併の5年後、10年後のそれぞれの時点における状況を分析した。構成比は合併想定年度の歳入・歳出を100とした時の各年度の割合である。合併効果の各項目は合併した場合と合併しなかった場合との差額をそれぞれ算出している。

このシミュレーションでは、まず各歳入項目に幾つかの仮定を置いて、歳入全体を確定した後、歳出の各項目毎に分配する方法を採用している。つまり歳出総額と歳入総額を同額とした。歳入は①一般財源（地方税、地方譲与税、地方交付税、その他一般財源）、②国合併市町村補助金、③県合併市町村交付金、④その他の4項目を推計し、積み上げている。

歳出では人件費、扶助費、物件費、補助費、公債費を消費的経費とし、投資余力は歳入総額（＝歳出総額）からこの消費的経費を控除したものと定義している。投資余力の拡大は、新たな行政需要に対応するための財源確保の可能性が高いことを意味している。

財政シミュレーションの推計条件

a 合併想定年度（平成16年度）

合併想定年度においては、非合併に比べて、61.1億円の歳入増が見込まれる。内訳では合併特例債の発行額が最も多く、その他、合併関連交付税措置や合併市町村補助金、県合併市町村交付金などいずれも合併に関する財政支援措置の効果が表われる。

一方、歳出面では、職員数、議員数はそのまま維持されることから合併効果はあまりない。人件費をみると、1人あたりの議員報酬は合併自治体の中で最も高いところで合わせるため、全体の議員報酬が1.9億円ほど高額になる。一方、四役は20人から4人に減るため、その分の報酬は2.3億円から0.5億円に削減される。合わせると、人件費全体では、ほとんど効果はない。また、合併時には、合併特例債事業に伴う一般財源も2.7億円発生する。つまり合併の場合は合併特例債の発行による財政規模の拡大で、投資余力が58.2億円増加する。

b 合併5年後（平成21年度）

合併5年後の歳入では、非合併に比べて74.6億円の増加が見込まれる。平成16年度よりも歳入の増の効果は大きくなる。平成16年度に比べて異なる点としては、合併特例債元利償還金の交付税措置（21.7億円）分が大きい。一方、合併関連の交付税措置（特例債除く）は5年が経過し、失効することになる。

歳出面では、合併すると人件費が10.6億円削減できる。内訳では職員給が職員数の減少により、6.1億円削減される。また、議員報酬では議員数が2年間の在任特例の後、法定議員数になることを想定し、2.5億円の削減効果がある。一方、合併特例債の償還も発生し、年間31.0億円の償還が必要となる。投資余力は合併年度に比べると、減少するものの非合併に比べると51.5億円程度の効果が期待される。

c 合併 10 年後（平成 26 年度）

合併 10 年後の歳入では、非合併に比べて 43.3 億円の増加が見込まれる。歳入面での特徴として合併特例債の発行がなくなり、県合併市町村交付金も失効するものの、歳入面では合併特例債の交付税措置（43.3 億円）で合併効果が発生するのみとなる。

歳出面では人件費において 17.8 億円程度の削減効果が引き続き期待される。一方、合併特例債の償還はピークを迎え、61.9 億円発生することになる。そのため財政規模は拡大しても投資余力はほとんど変わらないこととなる。

d 10 年間の比較（平成 16～25 年度）

単年度でみた場合の合併の効果をみてきたが、合併の財政的な効果を総計でみるために 10 年間を累積し、比較した。

歳入面の 10 年間の累積では、合併特例債発行額（515.9 億円）の効果が大きく、その他、合併特例債の地方交付税措置等（216.8 億円）、国合併市町村補助金（7.5 億円）、県合併市町村交付金（13.5 億円）などの各種財政支援措置が見込まれる。そのため歳入総額では 753.6 億円の増加効果が見込まれる。

歳出面では人件費が 87.3 億円の削減効果が発生する。一方、合併特例債償還で 278.6 億円、合併特例債の一般会計繰出金で 27.2 億円の支出増が見込まれる。

投資余力は、財政規模の拡大と 535.2 億円の増加が見込まれる。

（5） 合併による財政支援措置

国では平成 11 年 7 月に法の一部改正が行われ、合併特例債を柱とする財源措置が創設された。（この法律は平成 17 年 3 月 31 日を期限とする時限立法） また、県においても財政的な支援措置策を打ち出している。

もし直轄地区で合併した場合、新市には概ね 500 億円以上の事業費用が確保できると思われる。

財政研究会報告書 参考文献一覧表

著 者 ・ 編 者	文 献 名	発 行 所	発 行 年 月
高寄昇三	自治体の行政評価システム	学陽書房	平成8年6月
三菱総合研究所 産業政策 研究部 政策研究チーム 小野達也 田淵雪子	行政評価ハンドブック	東洋経済新報社	平成13年5月
財団法人日本都市センター	行政評価の設計・導入とその視点・手順	財団法人日本都市センター	平成12年3月
新世紀自治研究会	市町村のための行政評価導入100問100答	㈱ぎょうせい	平成14年1月
監査法人トーマツ	行政評価導入マニュアルQ&A	中央経済社	平成13年11月
大住荘四郎	「パブリック・マネジメント」戦略行政 への理論と実践	日本評論社	平成14年1月
同志社大学教授 新川達郎	地方財務2000年8月号 「分権時代における自治体補助金の役割と 方向ー行政改革とグッド・ガバナンスの 視点からー」	㈱ぎょうせい	平成12年8月
「地方財務」編集局	地方財務2000年8月号 「レポート住民参加で補助金の見直しを 実施ー埼玉県宮代町」	「地方財務」編集局	平成12年8月
東北大学助教授 新川達郎	地方財務1998年7月号 「使用料・手数料の今日的視点ー住民サー ビスと受益者負担の視点からー」	㈱ぎょうせい	平成10年7月
月刊地方財務編集局	「地方公共団体歳入歳出科目解説」	㈱ぎょうせい	平成9年11月
	E X 2000年2月号 「受益者負担の適正化と使用料等の見直し」	㈱ぎょうせい	平成12年2月
総務省	「地方財政白書〈平成14年度版〉」	総務省印刷局	平成14年4月
八王子市受益者負担の適正化 検討委員会	「受益者負担の適正化にむけて〔最終報告〕」	八王子市	平成13年10月
八王子市	八王子市における補助金等のあり方について	八王子市	平成13年9月
八尾市	補助金等交付基準	八尾市	
寝屋川市	補助金等ヒアリング要領	八尾市	
岡本全勝	地方交付税 仕組と機能	大蔵省印刷局	平成7年1月
安達安彦	地方交付税法逐条解説（第3版）	㈱ぎょうせい	平成8年7月
岡本全勝	地方財務2001年12月号 「最近の地方財政の論点（第3回）」	㈱ぎょうせい	平成13年12月
岡本全勝	地方財務2002年1月号 「最近の地方財政の論点（第4回）」	㈱ぎょうせい	平成14年2月
岡本全勝／関口勝／前田一浩	地方財政2002年4月号 「平成14年度地方交付税制度の改正について」	地方財務協会	平成14年4月
岡本全勝	地方財政改革論議	㈱ぎょうせい	平成14年5月
直轄合併研究会	直轄合併研究会報告書	直轄合併研究会	平成14年3月
福岡県市町村行政研究協会	市町村合併なんでもQ&A	福岡県市町村行政研究協会	平成14年2月
西東京市合併事務研究会	西東京市の事例に見る合併協議の実務	株式会社 ぎょうせい	平成13年9月
福岡県総務部地方課	市町村合併の手引き	福岡県総務部地方課	平成13年1月
NTTコミュニケーションズ ソリューション事業部	電子自治体導入の手引	日経BP企画	平成14年4月